

宝塚市一般廃棄物処理基本計画（案）

令和7（2025）年7月

宝 塚 市

目次

総論	1
第1章 計画の基本的事項	3
1-1 計画の背景・目的	3
1-2 計画の位置づけ	5
1-3 計画対象の廃棄物	6
1-4 計画の対象期間	6
第2章 廃棄物を取り巻く社会情勢	7
2-1 国内外の動向	7
2-2 関連法令の概況	9
2-3 国、兵庫県の目標	10
第3章 宝塚市の概況	12
3-1 地勢の概要	12
3-2 人口の推移	12
3-3 産業の概況	14
3-4 関連計画	16
第1部 ごみ処理基本計画	19
第1章 ごみ処理の現状と課題	21
1-1 ごみ処理の概要	21
1-2 ごみの排出量	23
1-3 ごみ処理の現状	29
1-4 ごみ質の現状	30
1-5 ごみ処理経費の推移	32
1-6 兵庫県内自治体との比較	33
1-7 近隣の人口20万以上都市の排出量推移	36
1-8 前計画の進捗状況	37
1-9 今後の課題	41
第2章 循環型社会構築のための将来目標	43
2-1 基本理念と基本方針	43
2-2 ごみ排出量の将来推計	44
2-3 ごみ処理の目標値	45
第3章 基本理念の実現に向けた施策	47
3-1 施策体系	47
3-2 施策内容	48
第4章 今後のごみ処理	55
4-1 収集運搬計画	55
4-2 中間処理計画	56
4-3 最終処分計画	57
4-4 災害時における廃棄物処理	57

第5章 市民・事業者・行政の役割分担	58
第6章 計画の進捗管理	59
第2部 生活排水処理基本計画	61
第1章 生活排水処理を取り巻く社会情勢	63
1-1 関連法令の概況	63
1-2 国、兵庫県の動向	63
第2章 生活排水処理の現状と課題	64
2-1 生活排水処理の現状	64
2-2 生活排水処理の課題	68
第3章 生活排水処理の基本方針	69
3-1 基本理念	69
3-2 基本方針	69
第4章 生活排水処理基本計画	70
4-1 生活排水の処理主体	70
4-2 生活排水処理の目標	70
4-3 生活排水処理計画	71
4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	72
4-5 その他の計画	73
【策定経過と体制】	74

＜法令等の略称＞

本計画では、関係する法令等を次のように略称で示します。

略 称	正 式 名 称
廃棄物処理法 ¹	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理基本方針 ²	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
資源有効利用促進法 ³	資源の有効な利用の促進に関する法律
容器包装リサイクル法 ⁴	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法 ⁵	特定家庭用機器再商品化法
食品リサイクル法 ⁶	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法 ⁷	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法 ⁸	使用済自動車の再資源化等に関する法律
グリーン購入法 ⁹	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
食品ロス削減推進法 ¹⁰	食品ロスの削減の推進に関する法律
プラスチック資源循環促進法 ¹¹	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

¹ 廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設に係る基準など、廃棄物の減量化と適正処理に関する基本的な法律であり、昭和50（1975）年4月から施行された。

² 環境大臣が定める廃棄物処理に関する基本的な方針である。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2において「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。」と規定し、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めている。

³ 循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを総合的に推進するための法律である。特に事業者に対して3Rの取組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしている。10業種・69品目を指定して、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されており、平成13（2001）年4月から施行された。

⁴ 家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るとし、平成9（1997）年4月から施行された。

⁵ 一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律であり、平成13（2001）年4月から施行された。

⁶ 食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するものであり、平成13（2001）年5月から施行された。

⁷ 近年、廃棄物の発生量が増大し、廃棄物の最終処分場のひっ迫及び廃棄物の不適正処理等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。資源の有効な利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくための法律であり、平成13（2001）年5月から施行された。

⁸ 廃自動車（自動車リサイクル法では「使用済自動車」という。）から発生する廃棄物を減量、リサイクル、適正処理することによって、生活環境の保全、資源の有効活用と経済の健全な発展に寄与することを目的としており、平成17（2005）年1月から全面施行された。

⁹ 環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。平成13（2001）年4月から施行された。

¹⁰ 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としており、令和元（2019）年10月から施行された。

¹¹ プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れのなかで3R+Renewableを進め、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行を推し進めるための法律であり、令和4（2022）年4月から施行された。

総論

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の背景・目的

(1) これまでの国の動き・市の取組

平成27（2015）年9月、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）¹²」が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境にかかる課題に統合的に取り組んでいくことが示されました。その後も、プラスチックごみによる海洋汚染などの新たな問題や、地球温暖化のさらなる進行など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

本市では、「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を目指し、平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間を計画期間とした「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

同計画に基づき、本市では市民・事業者の協力のもと、燃やすごみの減量、ペットボトル、プラスチック類や紙・布などの分別収集、市民に対する啓発活動、事業者に対する適正処理指導などの様々な施策を実施し、ごみの減量・リサイクルを進めてきました。

(2) 循環型社会の形成に向けた動き

国は、持続可能な社会づくりの総合的な取り組みを定めた「第5次循環型社会形成推進基本計画」（令和6（2024）年8月）の策定をはじめ、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの幅広い課題に対応する「プラスチック資源循環戦略」（令和元（2019）年5月）の策定、プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れのなかで、3R+Renewable¹³を進めるための「プラスチック資源循環促進法」の施行（令和4（2022）年4月）、国民運動として食品ロスの削減を推進する「食品ロス削減推進法」（令和元（2019）年10月）の施行など、循環型社会の形成に向けた動きを加速させています。

さらに、近年は廃棄物処理の分野でも脱炭素化が要請されています。国は、2050年に温室効果ガス¹⁴実質排出量ゼロを目指す方針を定めており、本市も「第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、温室効果ガス削減に取り組んでいますが、本計画においてもこれに基づく取り組みが必要となっています。

また、人口減少・少子高齢化の進行や、環境変化に伴う災害リスクの高まりなど、社会環境も大きく変化してきています。日常生活や事業活動においては、インターネットの利用や人工知能（AI）の利用など、ICT（情報通信技術）の進展が、今後ますます進むと考えられます。

加えて、令和元（2019）年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は全世界に感染が拡大し、国内においても度重なる感染拡大を受け緊急事態宣言が発出されるなど、社会に大きな影響を与えました。

¹² SDGs（エスディーゼーズ）は Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月に国連で開かれたサミットで、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となるものがSDGsであり、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことをめざして、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の目標（ゴール）と、目標をより具体的に示した169のターゲットからなる。

¹³ 3R+Renewable は、プラスチック資源循環を目的とした法律「プラスチック資源循環促進法」の基本原則であり、「Renewable」とは、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えることを指します。

¹⁴ 本来、地表面から宇宙に放出される熱を吸収し、地表面を温室の中のように暖める働きがあるガスのこと。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、2015年に三ふっ化窒素（NF₃）が新たに温室効果ガスに加えられた。

(3) 新たな計画の必要性

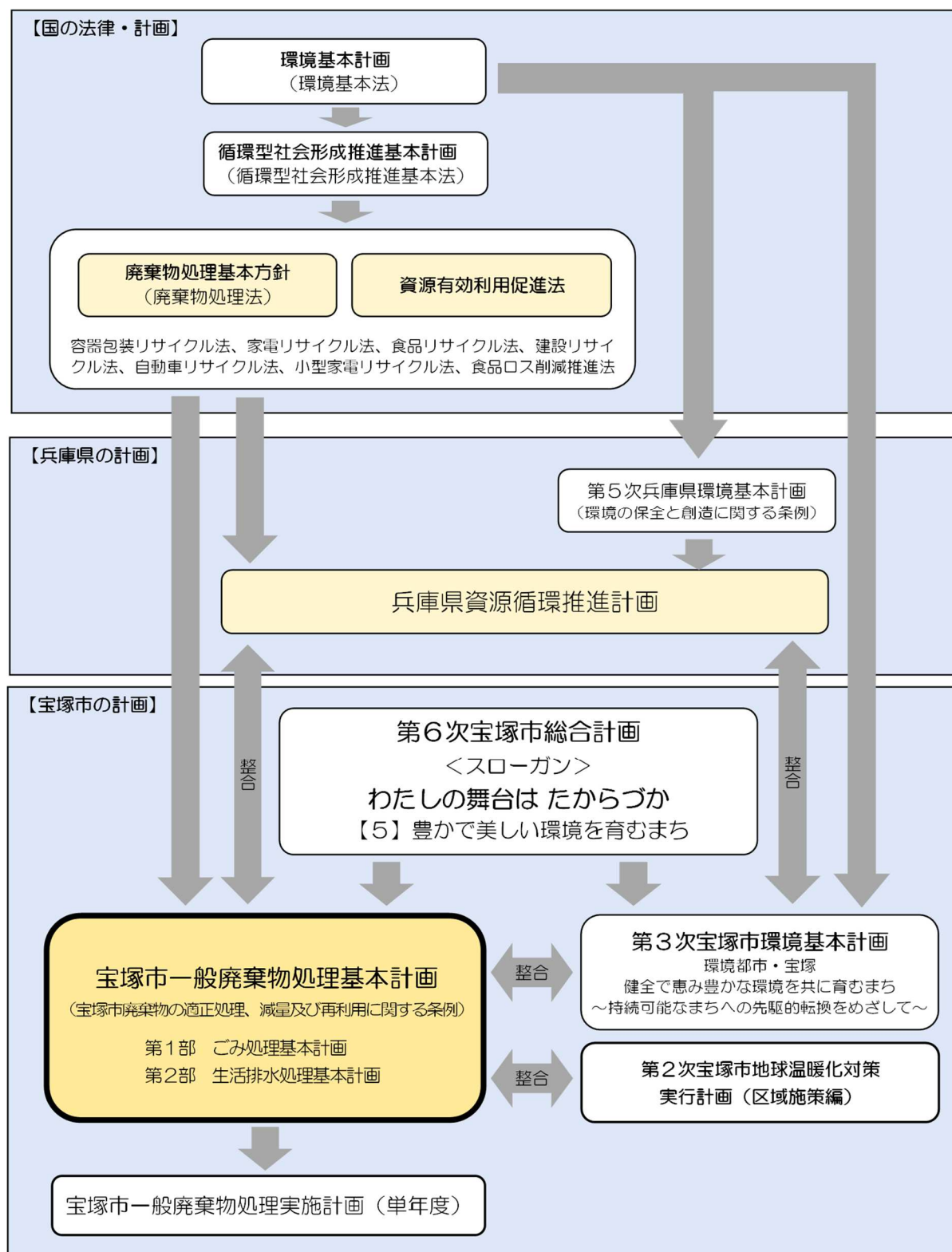
次の世代によりよい宝塚市を引き継ぐためには、社会環境の変化や市民ニーズの変化にも対応しながら、ごみの減量・リサイクルの取り組みを進め、持続可能な循環型社会の基盤を整備していく必要があります。

以上のことから、廃棄物行政を取り巻く状況の変化や社会環境の変化を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなるごみの減量・資源化を進め、持続可能な循環型社会の形成を目指すための計画として、令和7（2025）年度を初年度とする宝塚市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により市が定める一般廃棄物の処理に関する計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のための毎年度の事業について定める実施計画とします。また、国や県の法律・計画を踏まえ、本市の総合計画や環境基本計画などの関連する計画と整合を保ち作成しています。

図1 計画と関係法令及び関連計画との関係

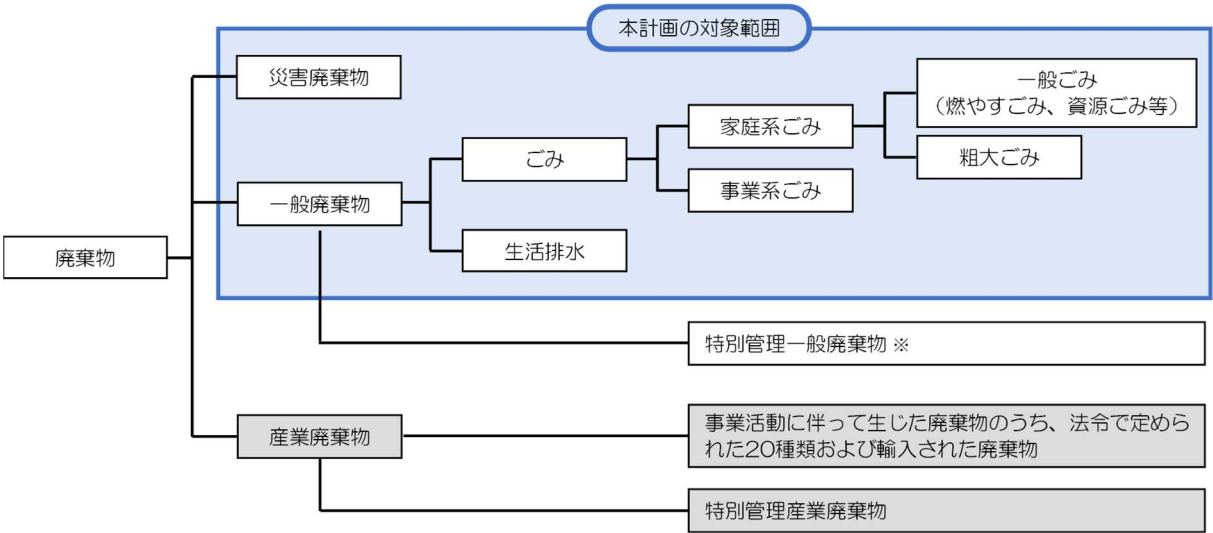


1-3 計画対象の廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水¹⁵を含む「一般廃棄物¹⁶」です。

廃棄物の区分を図2に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められている20種類の廃棄物です。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことを指します。

図2 本計画の対象範囲

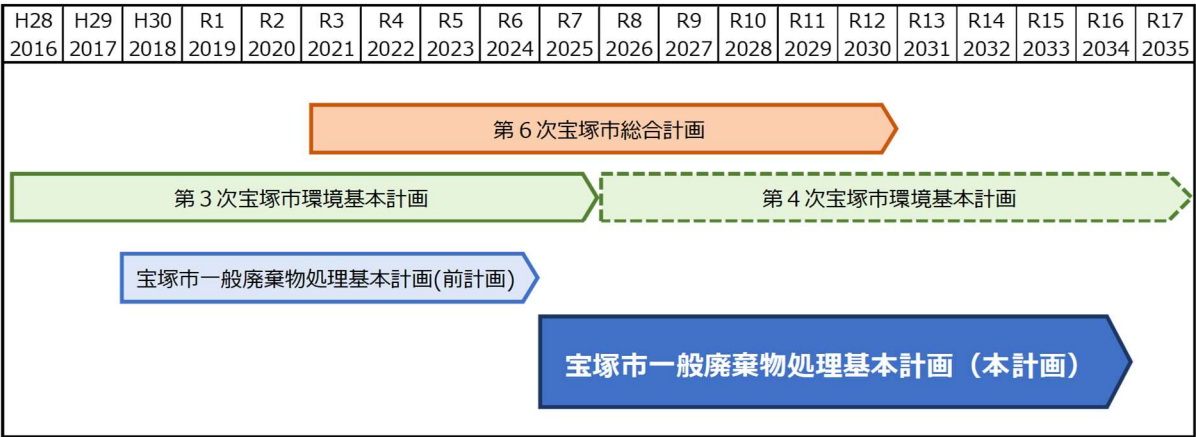


※ 特別管理一般廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそがある性状を有する一般廃棄物（PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）。

1-4 計画の対象期間

本計画は、令和7（2025）年度を初年度、令和11（2029）年度を中間年度、令和16（2034）年度を目標年度とします。社会情勢の変化や国・県の方針を見極めつつ、概ね5年ごとに見直すこととします。

図3 本計画の計画対象期間



¹⁵ 調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴い公共用水域に排出される排水のこと。

¹⁶ 廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

第2章 廃棄物を取り巻く社会情勢

2-1 国内外の動向

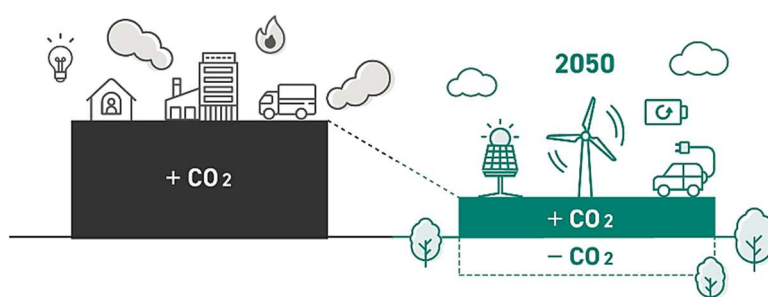
(1) 国際的な動向

- 国連では平成27（2015）年9月に「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択され、「持続可能な社会」の実現に向けた動きが加速化しています。
- 平成27（2015）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（パリ協定）が合意され、温室効果ガス削減の長期目標が設定されました。
- 令和3（2021）年のCOP26では、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル¹⁷及びその経過点である令和12（2030）年に向けて大胆な気候変動対策を締約国に求めています。

(2) 国の動向

- パリ協定を受け、国は「令和32（2050）年にカーボンニュートラル」を宣言し、令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（平成25（2013）年度比）を目指すことを表明しました。
- さらに、国は令和7（2025）年2月には温室効果ガスの削減目標を令和17（2035）年度に60%、令和22（2040）年度に73%とする閣議決定を行い、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。
- 食品ロス削減推進法（令和元（2019）年10月施行）、プラスチック資源循環促進法（令和4（2022）年4月施行）、第五次循環型社会形成推進基本計画¹⁸（令和6（2024）年8月閣議決定）など、国の法整備が進み、自治体は実効ある対応が求められています。

図4 カーボンニュートラルのイメージ



出典：脱炭素ポータル（環境省）

¹⁷ 令和2（2020）年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボン・ニュートラルを目指すことを宣言した。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

¹⁸ 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定されている。第五次計画では、循環経済への移行を前面に打ち出し、環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現への貢献を掲げ、その実現に向けて概ね2030年までに国が講ずべき施策を示している。

(3) 兵庫県の動向

- 兵庫県では「ひょうご循環社会ビジョン」と「兵庫県廃棄物処理計画」を統合して、「兵庫県資源循環推進計画」(令和6(2024)年1月)を策定し、環境負荷や社会的コストにも留意した「資源循環・脱炭素・自然共生社会」を目指すとしています。
- 「ひょうごフードドライブ¹⁹推進ネットワーク」(関係団体、スーパー、市町、県等で構成)が中心となって、「ひょうごフードドライブ運動」を展開しています。
- 令和2(2020)年3月からは、県独自の「プラスチックごみゼロアクション」を実施しています。レジ袋削減運動やクリーンアップひょうごキャンペーン²⁰の取り組み強化、県内市町が行う先進的なごみ分別回収事業への補助制度の創設、生分解性プラスチック²¹等への素材転換の促進等の対策を実施しています。

(4) ゼロカーボンシティ²²の表明

国は令和2(2020)年に「2050年までに国内の二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする」ことを宣言しており、本市においても、令和3(2021)年7月、「第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「第2次宝塚エネルギー2050ビジョン」の策定に合わせて、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティの表明を行いました。

¹⁹ フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。日本にはなじみの薄い言葉だが、フードバンク発祥の地、アメリカでは1960年代から盛んに行われていると言われている。

²⁰ クリーンアップひょうごキャンペーン推進協議会(兵庫県・県内各市町・ひょうご環境創造協会)では、環境美化運動の継続した取組を推進するため、毎年、5月30日(ごみゼロの日)から環境月間(6月)、海・山開きのシーズン(7月)までの期間、県内各地で環境美化統一キャンペーンを展開している。

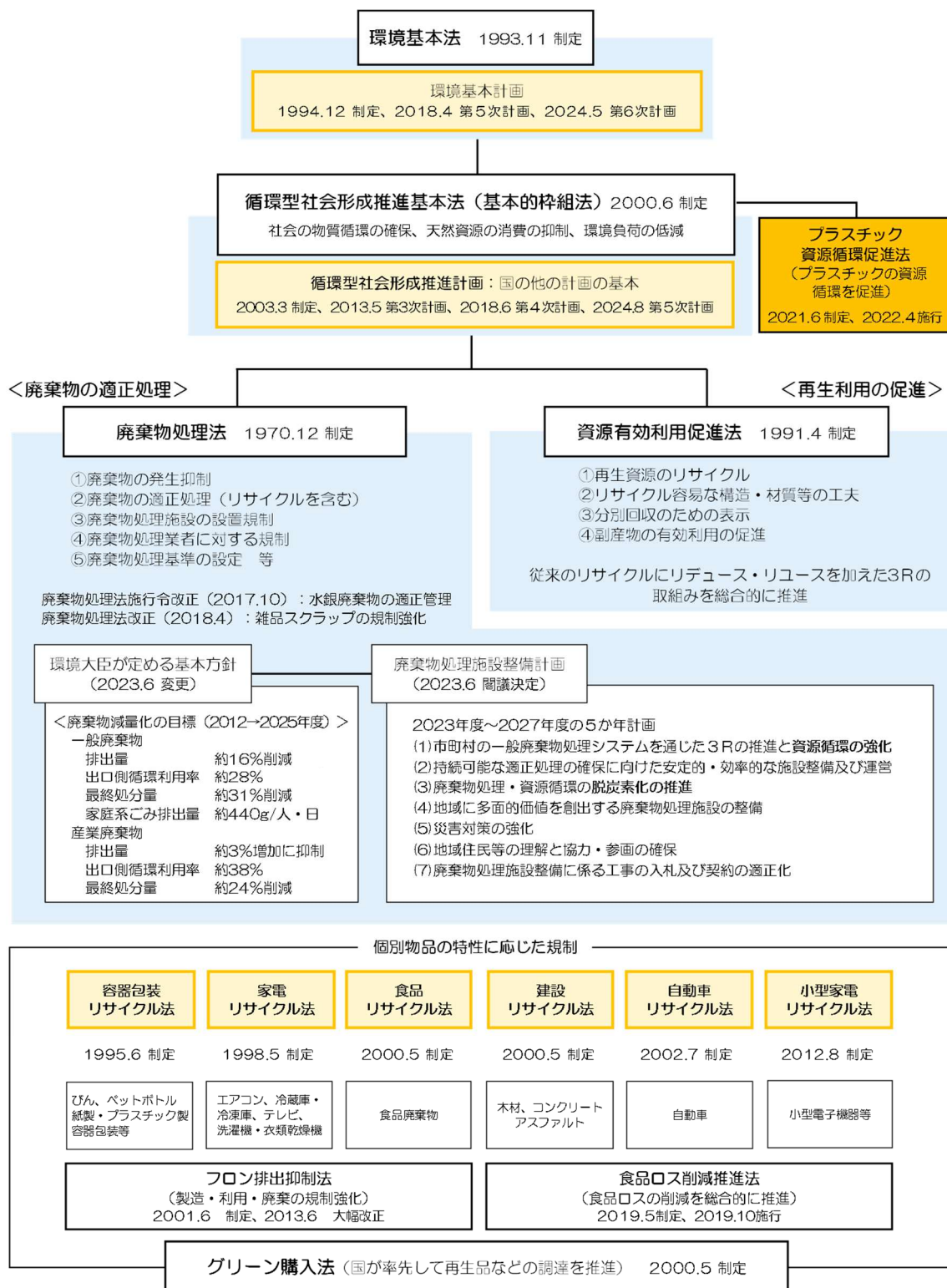
²¹ 生分解性プラスチックは、通常のプラスチックと同様に使うことができ、使用後は自然界に存在する微生物の働きで、最終的に水と二酸化炭素に分解され自然界へと循環するプラスチック。

²² 地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされている。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体がゼロカーボンシティである。令和6(2024)年12月末時点で1,127自治体(46都道府県、624市、22特別区、377町、58村)が宣言している。

2-2 関連法令の概況

本計画は、「環境基本法²³」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物処理法」、リサイクル関連の法律等の関係法令に基づいて策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を図5示します。

図5 廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系



²³ 都市・生活公害や身近な自然の減少、更には地球環境問題の進行に対応するため、「公害対策基本法」（昭和42（1967）年制定）を発展的に継承し、環境に関する分野についての国の政策の基本的な方向を示す法律として平成5（1993）年11月に公布・施行された。

2-3 国、兵庫県の目標

国の目標を表1に、兵庫県の目標を表2に示します。

表1 国の一般廃棄物に関する目標

方針・計画		廃棄物処理基本方針 基本的な方針の改定 (令和5(2023)年6月30日)	第四次循環型社会 形成推進基本計画 (平成30(2018)年6月)
基準年度		平成24(2012)年度	平成12(2000)年度
目標年度		令和7(2025)年度	令和7(2025)年度
目標値	排出量	16%減(3,800万t)	3,800万t 850g/人・日(28%減)
	家庭系ごみ量	440g/人・日(33%減)	440g/人・日(33%減)
	事業系ごみ量	—	1,100万t(39%減)
出口側の循環利用率		28% (令和9(2027)年度)	—
最終処分量		31%減(320万t)	320万t(73%減)
(最終処分率)		(8.4%)	(8.4%)

注1)「家庭系ごみ量」は資源物・集団回収を除いたごみ排出量。

注2) 出口側の循環利用率＝循環利用量(再使用・再生利用量)÷廃棄物排出量

注3)「最終処分率」は目標値から計算した値。

注4)第五次循環型社会形成推進基本計画は一般廃棄物に特化した目標値がないため、第四次計画を用いた。

表2 兵庫県の一般廃棄物に関する目標

設定項目		令和2(2020)年度 実績	令和12(2030)年度 目標
目標	家庭系ごみ排出量	507 g/人・日	459 g/人・日
	最終処分量	206千t	151千t(27%減)
指標	排出量	1,815千t	1,617千t(11%減)
	事業系ごみ排出量	274 g/人・日	12%減(242 g/人・日)
	再生利用率	15.5%	21%
	(最終処分率)	(11.3%)	(9.3%)

注) ごみ排出量は資源物・集団回収を除いた排出量。

出典：兵庫県資源循環推進計画(令和6(2024)年1月)

【コラム】SDGsの動向

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットでは「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、17の目標（ゴール）と169のターゲットが掲げられました。これを受け、国はさまざまな主体による循環型社会の形成に関する取り組みの促進に力を入れています。国が令和6（2024）年に策定した「第六次環境基本計画」や、「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指すという方向性を掲げており、今後はSDGsの目標達成に貢献する活動が求められます。

SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センター

SDGsの17の目標（ゴール）のうち、廃棄物に最も関連が深いのは、目標12の「つくる責任 つかう責任」です。その11のターゲットのうち、主なものは次の3つです。

＜目標12 つくる責任 つかう責任＞の主なターゲット

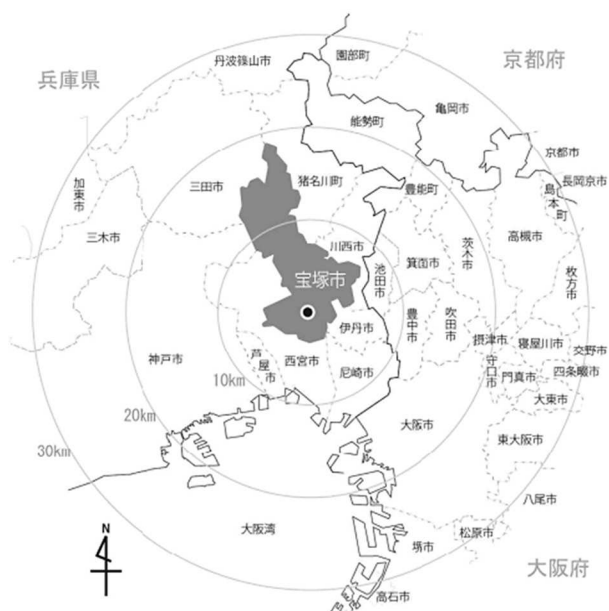
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

第3章 宝塚市の概況

3-1 地勢の概要

本市は、阪神都市圏の中央後背部にあり、東は猪名川町、川西市、南は伊丹市、西宮市、西は神戸市、三田市に接しており、大阪、神戸から20km圏内に位置しています。市域は、面積10,189ha、東西12.8km、南北21.1kmと南北に細長く、六甲山地と長尾山地の二つの山地ならびに山麓扇状地の武庫平野で形成され、平野部の中央には南北に武庫川が流れています。 海拔は最高地点592.1m、最低地点14.6mとなっています。

図 6 宝塚市の位置

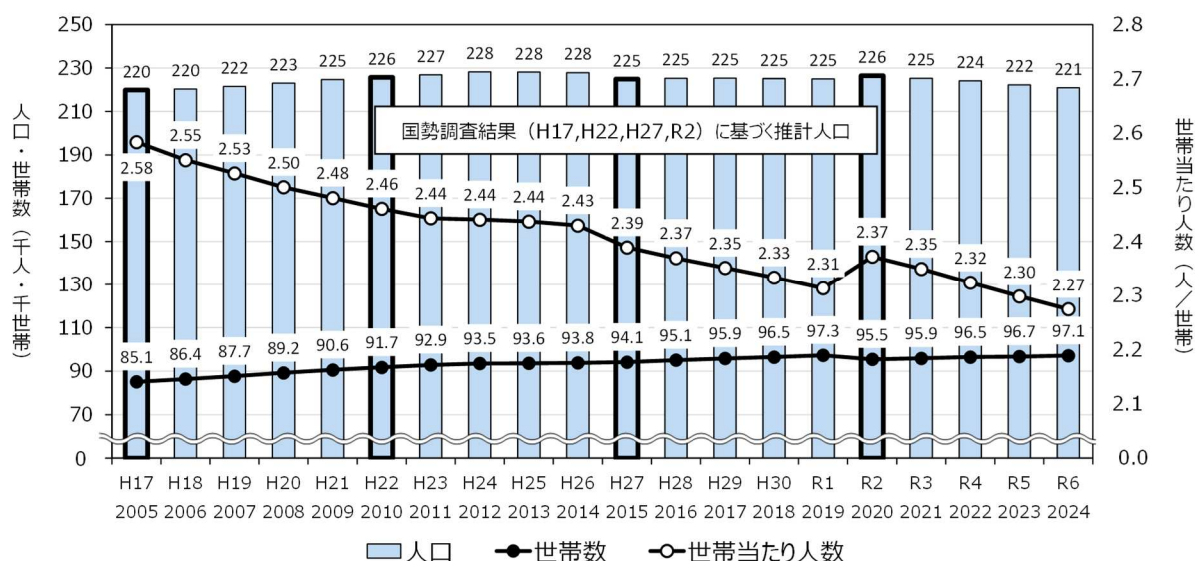


3-2 人口の推移

(1) 人口・世帯数と世帯当たりの人員数の推移

本市の人口はこれまで増加を続けていましたが、平成27（2015）年の国勢調査で減少に転じ、大きな転換点を迎えています。近年は人口が緩やかに減少すると同時に、世帯数は増加傾向であり、世帯当たりの人数は減少を続けています。令和6（2024）年には人口が220,927人、世帯数は97,144世帯、世帯あたり人数は2.27人となっています。

図 7 本市の人口推移

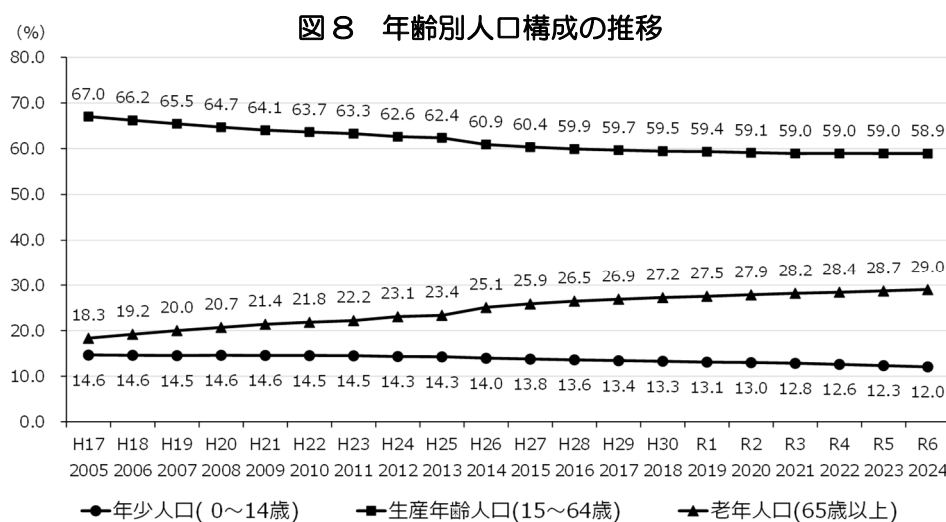


注) 各年10月1日現在

出典：宝塚市年別推計人口

(2) 年齢別・男女別人口

本市の人口について、年齢別人口構成の推移を見ると、老年人口の割合は増加傾向にあり、生産年齢人口の割合は減少傾向です（図8）。令和6（2024）年における年少人口比率は12.0%、生産年齢人口比率は58.9%、老年人口比率は29.0%です。

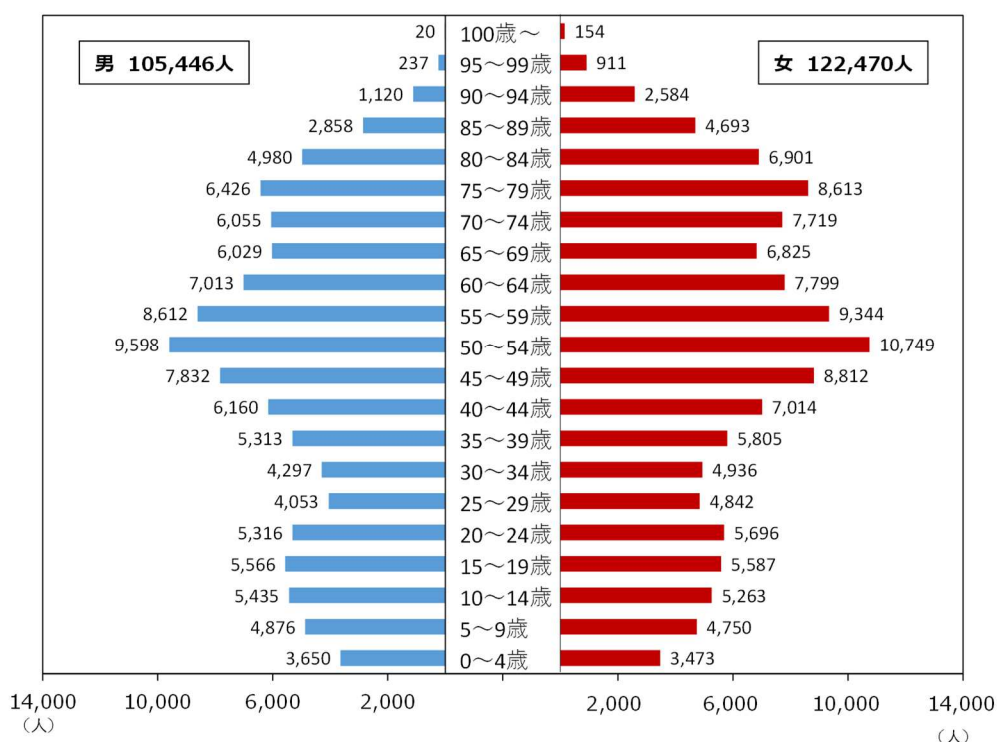


出典：住民基本台帳による年齢別人口（宝塚市）各年9月末現在

本市の令和6（2024）年9月末における人口ピラミッドは、図8のとおりです。男女ともに50歳代が最も多くなっています。

図9 男女別・年齢別人口

総数 227,916人
(令和6（2024）年9月末現在)



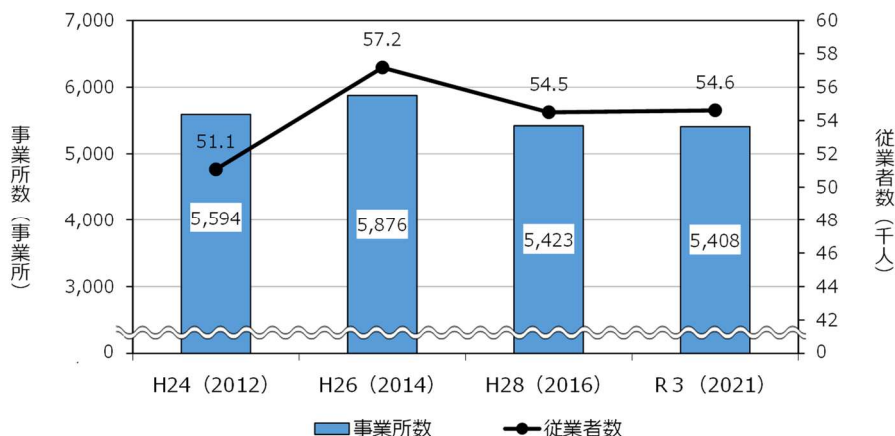
出典：住民基本台帳による年齢別人口（宝塚市）

3-3 産業の概況

本市の令和3（2021）年度の事業所数は5,408事業所、従業者数は54,613人となっており、事業所数・従業者数ともに、平成28（2016）年度から横ばいです（図10）。

事業所数の内訳は第1次産業が0.4%、第2次産業が11.0%、第3次産業が88.6%であり、従業者数の内訳は第1次産業が0.4%、第2次産業が11.7%、第3次産業が87.9%となっており、事業所数も従業者数も第3次産業が多くを占めています。第3次産業の中では、卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービスの割合が高くなっています（図11）。

図10 事業所数と従業者数の推移



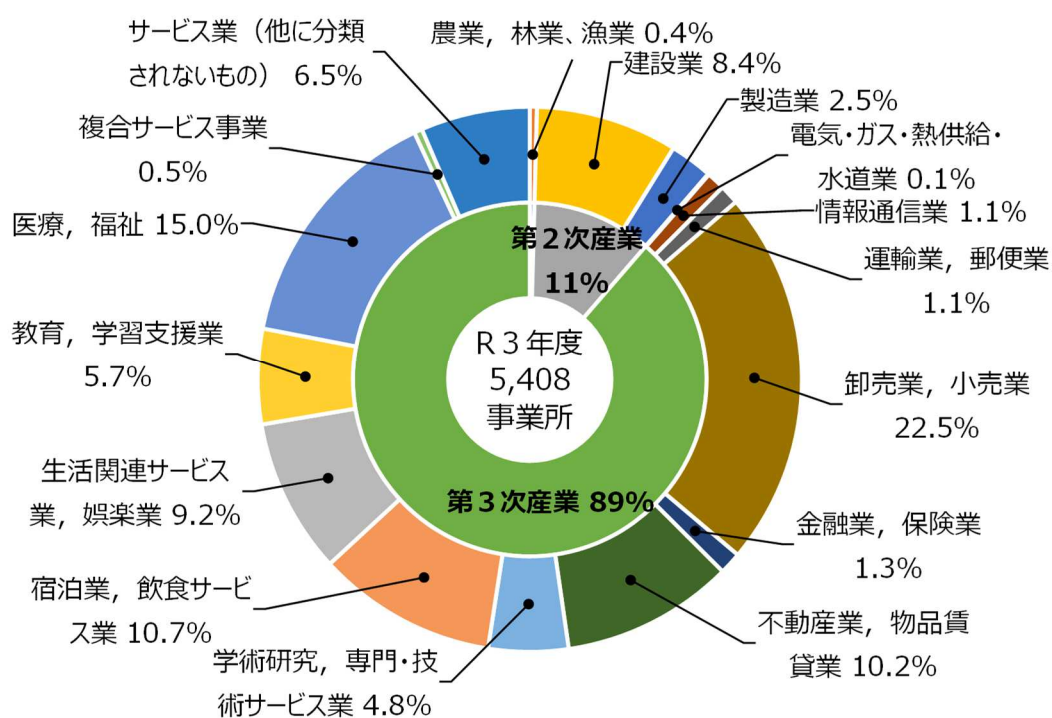
出典：経済センサス（民営事業所）

図11 産業分類別の事業所数と従業者数の推移

産業分類	平成24（2012）年		平成26（2014）年		平成28（2016）年		令和3（2021）年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総数	5,594	51,077	5,876	57,181	5,423	54,498	5,408	54,613
第1次産業	24 (0.4%)	122 (0.2%)	23 (0.4%)	132 (0.2%)	21 (0.4%)	127 (0.2%)	23 (0.4%)	222 (0.4%)
農業、林業、漁業	24	122	23	132	21	127	23	222
第2次産業	605 (10.8%)	6,023 (11.8%)	609 (10.4%)	6,368 (11.1%)	578 (10.7%)	7,156 (13.1%)	593 (11.0%)	6,408 (11.7%)
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	455	2,618	452	2,867	431	2,486	456	2,786
製造業	150	3,405	157	3,501	147	4,670	137	3,622
第3次産業	4,965 (88.8%)	44,932 (88.0%)	5,244 (89.2%)	50,681 (88.6%)	4,824 (89.0%)	47,215 (86.6%)	4,792 (88.6%)	47,983 (87.9%)
電気・ガス・熱供給・水道業	2	35	10	179	3	38	3	16
情報通信業	55	283	53	245	39	153	59	345
運輸業、郵便業	52	1,650	51	2,015	50	1,935	62	2,104
卸売業、小売業	1,381	11,269	1,382	11,381	1,328	11,231	1,215	11,154
金融業、保険業	71	720	75	818	68	892	71	684
不動産業、物品賃貸業	601	1,987	643	2,105	504	1,822	554	1,901
学術研究、専門・技術サービス業	206	1,042	222	1,237	216	1,376	257	1,302
宿泊業、飲食サービス業	725	7,032	737	6,871	703	7,267	578	5,932
生活関連サービス業、娯楽業	577	4,464	571	4,764	524	4,324	497	3,368
教育、学習支援業	290	3,019	364	4,885	299	2,675	308	2,876
医療、福祉	631	10,116	765	12,951	755	12,249	811	13,345
複合サービス事業	28	265	27	226	27	229	26	210
サービス業（他に分類されないもの）	346	3,050	344	3,004	308	3,024	351	4,746
出典：経済センサス	活動調査		基礎調査		活動調査		活動調査	

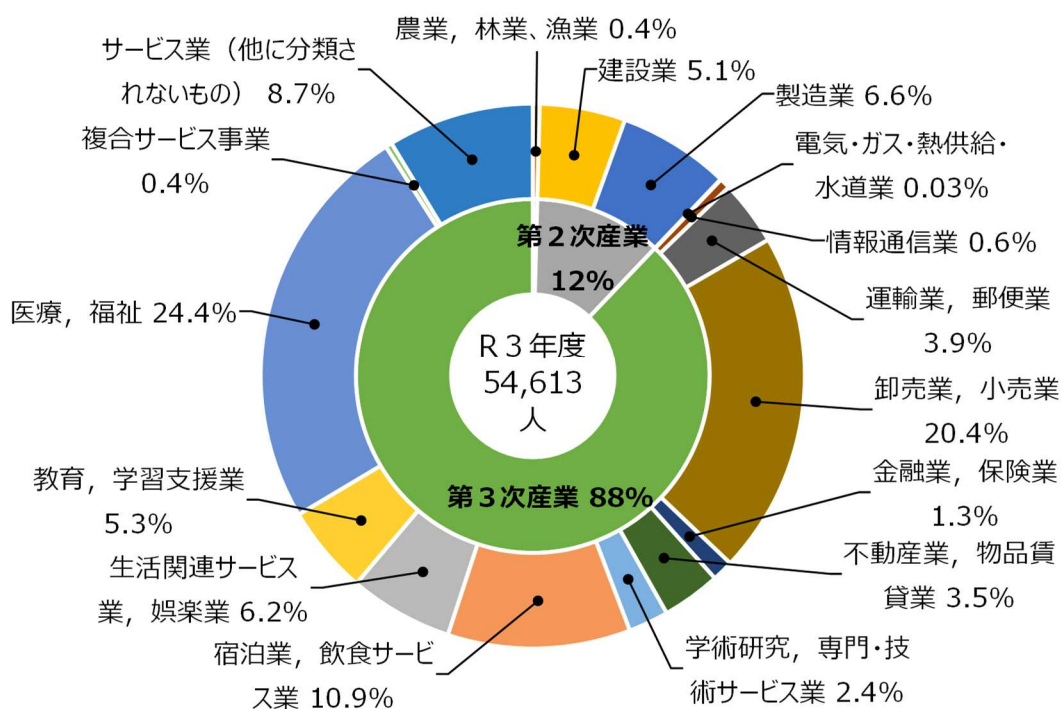
出典：経済センサス（民営事業所）

図 12 産業分類別事業所数（令和3（2021）年度）



出典：経済センサス（民営事業所）

図 13 産業分類別従業者数（令和3（2021）年度）



出典：経済センサス（民営事業所）

3-4 関連計画

(1) 第6次宝塚市総合計画（令和3（2021）年8月）

本市の最上位計画である「第6次宝塚市総合計画」は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度を計画期間としています。「わたしの舞台は たからづか」をスローガンに、各種施策を推進しています。

＜めざすまちの姿＞

〔5〕豊かで美しい環境を育むまち ―環境―

循環型社会

ごみの発生を抑え、資源のリサイクルが進むなど循環型社会づくりが進んでいる

＜基本計画における施策＞

施策	成果指標
(1)ごみの減量・資源化の推進	市民一人1日当たりの燃やすごみ平均排出量（家庭系）
	事業系燃やすごみ排出量
	焼却ごみ量
(2)安全で安定したごみ処理	施設の緊急停止回数
	エネルギー回収推進施設（ごみ焼却炉）の整備工事進捗率

(2) 第3次宝塚市環境基本計画（平成28（2016）年3月）

「第5次宝塚市総合計画」の理念や目標を環境面から実現するための総合的な計画であり、「環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち」を基本理念として掲げ、市民・事業者・行政が一体となった3R²⁴活動を推進するとしています。

＜基本理念＞

環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち

【施策体系1】地球温暖化対策と循環型のまちづくり

1-1 地球温暖化対策

(1) エネルギー消費量の削減

(2) 地域主体の再生可能エネルギーの創出

(3) その他温室効果ガスの削減

1-2 循環型社会の構築

(1) 3Rの推進

ごみの発生を抑え、資源のリサイクルがさらに進んだごみゼロ社会の実現に向け、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき役割や責任について相互に理解を深め、地域の協働により取り組みを効果的に進めていきます。

²⁴ 3RはReduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取り組みの頭文字をとったもの。

(3) 第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和5（2023）年3月改定）

本市は、令和3 2（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和3 2（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを掲げています。また、「第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」においては、令和3 2（2050）年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて、温室効果ガス排出量を令和1 2（2030）年には平成2 5（2013）年度比でほぼ半減することを目指すことを掲げています。

<温室効果ガスの削減目標>

本計画の令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量の目標は、平成2(1990)年度比40%削減となる400千t-CO₂とします。なお、この目標値を、国の基準年度平成25（2013）年度と比較すると50%の削減となります。

<地球温暖化対策の5つの柱と施策>

1. 地球温暖化対策を推進するための基盤の構築
2. エコなライフスタイル・事業活動の実現
3. 地域環境の整備・向上
4. 再生可能エネルギーの利用の推進

5. 環境への負荷を低減する循環型社会の形成

- 施策1 ごみの減量化の推進
- 施策2 ごみの資源化の推進
- 施策3 ごみの適正処理の推進
- 施策4 廃棄物発電等の推進

(4) 宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画（平成31（2019）年2月）

宝塚市の現在のごみ処理施設である「宝塚市クリーンセンター」（以下、「クリーンセンター」という。）は、昭和63(1988)年に運転を開始したごみ焼却施設をはじめ、平成2(1990)年稼働の粗大ごみ処理施設、し尿処理施設など、すでに30年以上が経過して経年的な老朽化が見られます。こうした背景のもと、平成31（2019）年2月に「宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、新たなごみ処理施設の整備を進めています（図14）。

図 14 施設整備基本方針

方針1：循環型のまちづくりに寄与する施設

方針2：安全で環境保全に優れた施設

方針3：安定した稼働ができ、災害に強い施設

方針4：経済性・効率性に優れた施設

方針5：環境学習・理科学習の要となり、学べる施設

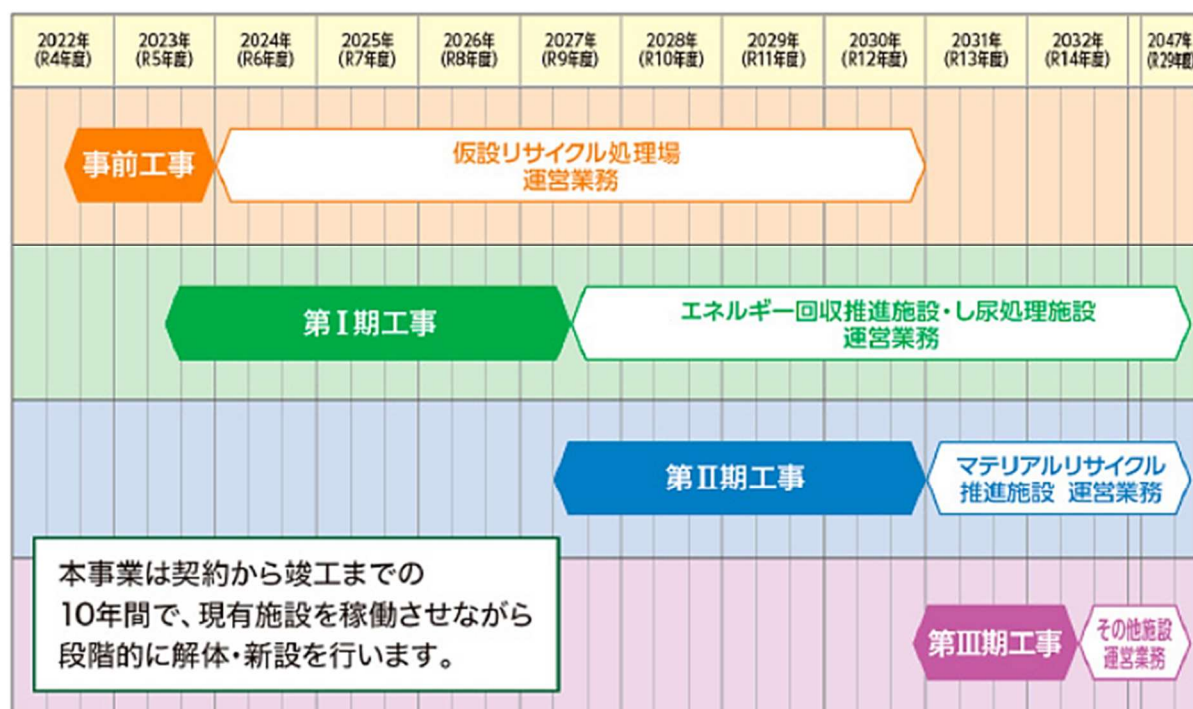
方針6：周辺の景観に調和し、市民に親しまれる施設

＜整備・運営のスケジュール＞

新施設については、整備用地を現有地、事業方式はDBO方式²⁵により、令和4（2022）年10月に、宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業として契約を締結しました。整備用地を現有地としたが、新施設を建設する空地がないことから、現施設を稼働させながら段階的に解体・建設を進める計画です。（図15）

- 整備期間は令和4（2022）年10月～令和14（2032）年9月（10年）
- 運営期間は令和6（2024）年4月～令和29（2047）年9月（23年6か月）※仮設期間含む

図 15 整備・運営のスケジュール



出典：宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者ホームページ

²⁵ DBO方式（Design Build Operateの略）とは、PFIに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式。民間事業者が運営段階を見越して施設建設に携わることにより、コストパフォーマンスの高い施設の建設を可能とし、運営面においては長期にわたる効率の良い維持管理が可能となり、公共側の事業全体コストの削減効果が発揮される傾向があるとされている。

第1部 ごみ処理基本計画

第1章ごみ処理の現状と課題

1-1 ごみ処理の概要

(1) ごみ収集体制

本市は、全市域を処理計画区域と定め、事業系ごみ等を除く全てを市で収集、運搬しています。その内ステーション排出ごみは、世帯数の19%相当を市直営で、残り81%を委託業者で収集し、粗大ごみも申込みによる市直営で戸別有料収集し、動物の死体等は申込みにより委託業者で収集しています。

家庭系ごみの収集は平成19（2007）年4月からプラスチック類の分別収集を開始することにより9分別から「燃やすごみ」、「プラスチック類」、「かん・びん」、「紙（新聞・ダンボール・雑紙等）」、「布」、「ペットボトル」、「小型不燃ごみ」、「粗大ごみ」の分別とし、プラスチックの収集を週1回、燃やすごみの収集を週2回とし、祝日（土、日、年末・年始を除く）の収集も実施しています。なお、「紙・布」については、持ち去り対策として平成25（2013）年度より一部地域で、宝塚市エコリサイクル事業協同組合が家庭系紙・布の収集をスタートさせ、令和5（2023）年度からは、全市域に拡大して実施しています。

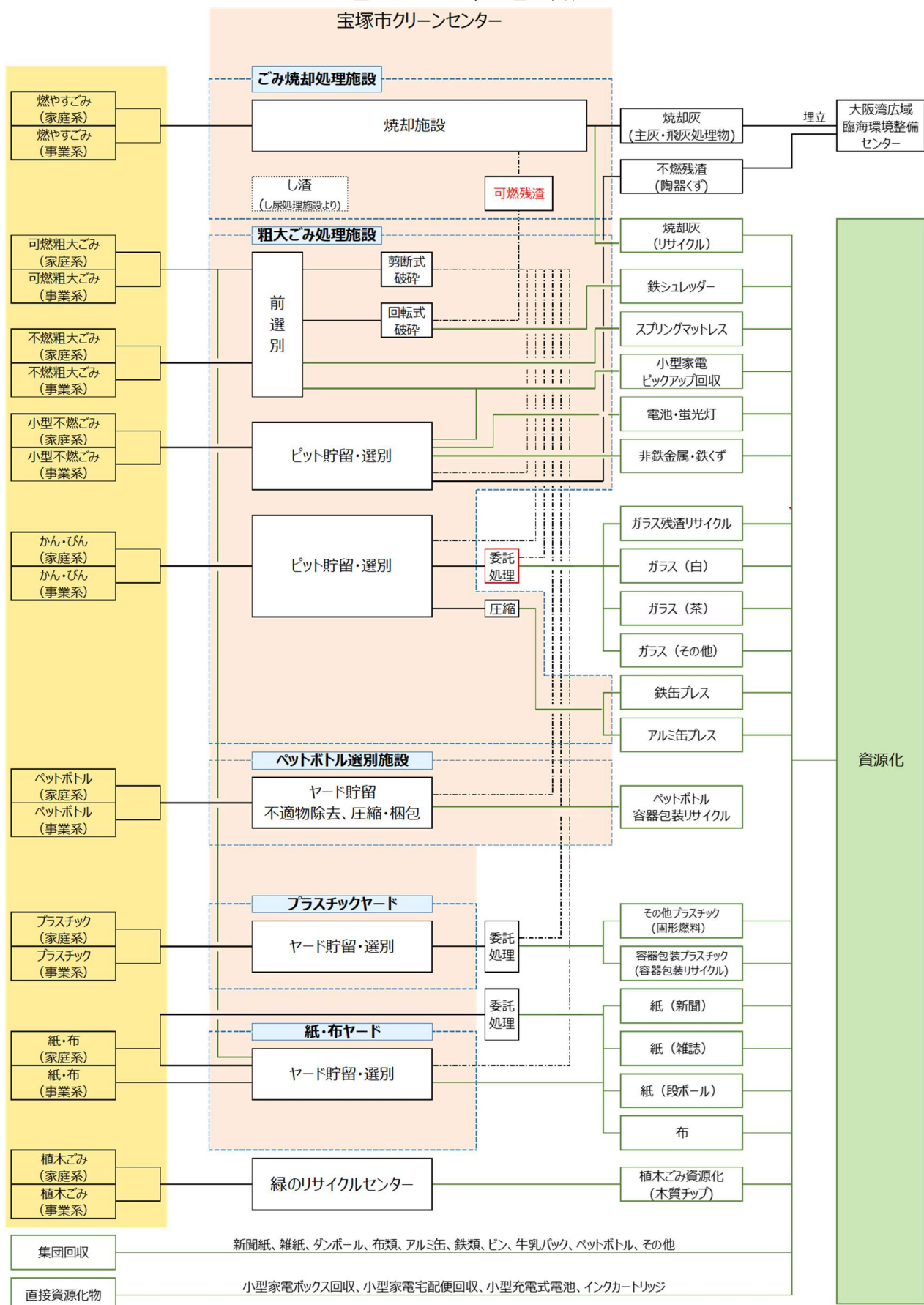
表 1-1 ごみの分別区分と収集体制

分別区分		収集頻度	収集形態	排出方法	収集体制
家庭系	燃やすごみ	週2回	ステーション収集	品目ごとに透明または半透明の袋に分別して集積所に排出	市（直営・委託）
	プラスチック類	週1回			
	かん・びん	月2回			
	紙・布	月2回			
	ペットボトル	月2回			
	小型不燃ごみ	月2回			
	粗大ごみ	随時	戸別収集	電話予約をして指定場所に排出	市（直営）
			直接搬入	電話予約をしてグリーンセンターに直接搬入	
	植木ごみ	随時	戸別収集	電話予約をして指定場所に排出	市（直営）
			直接搬入	緑のサイクルセンターへ直接搬入	
事業系	燃やすごみ	随時	排出者による自己搬入、または宝塚市一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬。排出の方法及び収集の方法については、当該許可業者との契約による。		排出者 許可業者
	かん・びん				
	紙・布				
	ペットボトル				
	植木ごみ				

本市におけるごみ処理の流れを図 1- 1 に示します。

図 1- 1 ごみ処理の流れ

宝塚市クリーンセンター



1-2 ごみの排出量

(1) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量の推移は、表1-2に示すとおりです。

ごみの総排出量は平成23（2011）年度以降は微増を続け、平成27（2015）年度の80,358tをピークに、その後は78千t前後で推移していましたが、令和2（2020）年度以降は減少傾向が顕著となっています。令和5（2023）年度のごみの総排出量は71,173tでピーク時の平成27（2015）年度と比較すると、約9.2千t（11.4%）減少しています。

特に、家庭系の燃やすごみは大きく減量していますが、事業系の燃やすごみはこの数年は横ばい傾向です。

表 1-2 ごみ排出量の推移

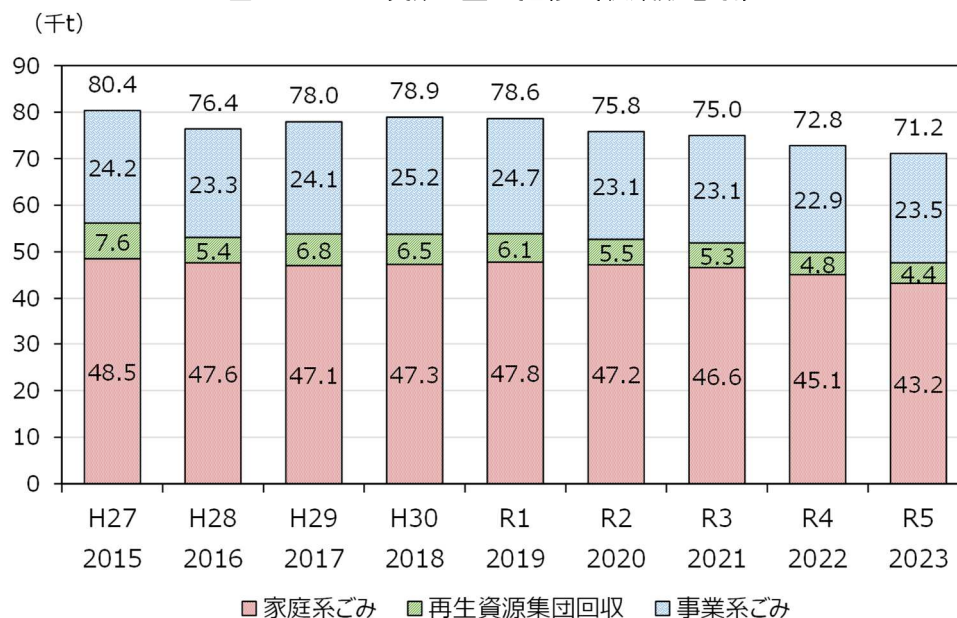
年度			単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
区分				2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
家庭系廃棄物	家庭系ごみ	燃やすごみ	t/年	35,568	35,138	34,751	34,109	34,444	33,686	33,226	32,252	30,977
		小型不燃ごみ	t/年	1,101	1,052	1,041	1,153	1,173	1,234	1,079	984	972
		可燃粗大ごみ	t/年	1,330	1,307	1,135	1,134	1,148	1,217	1,092	1,160	909
		不燃粗大ごみ	t/年	1,013	1,137	1,354	1,431	1,646	1,634	1,671	1,406	1,274
		植木ごみ	t/年	85	94	104	98	98	99	98	91	105
		小計	t/年	39,098	38,729	38,385	37,924	38,510	37,869	37,166	35,894	34,237
	家庭系資源	かん・びん	t/年	2,183	2,140	2,099	2,023	1,970	2,016	1,937	1,867	1,787
		紙・布	t/年	4,388	3,980	3,845	4,553	4,471	4,456	4,595	4,514	4,514
		ペットボトル	t/年	517.5	530.1	535.1	557.0	560.1	582.7	596.8	599.5	606.3
		プラスチック類	t/年	2,332.2	2,253.7	2,191.5	2,265.8	2,268.9	2,289.1	2,305.7	2,187.6	2,093.3
		小計	t/年	9,421	8,903	8,671	9,399	9,270	9,344	9,435	9,169	9,001
	家庭系ごみ			t/年	48,518	47,632	47,056	47,323	47,779	47,213	46,601	45,063
事業系廃棄物	事業系ごみ	燃やすごみ	t/年	15,188	15,171	15,638	16,080	16,027	14,363	14,201	14,312	14,431
		小型不燃ごみ	t/年	22	19	13	12	17	12	17	10	11
		可燃粗大ごみ	t/年	390	463	408	383	305	327	310	349	207
		不燃粗大ごみ	t/年	262	279	331	371	379	327	321	278	312
		植木ごみ	t/年	8,143	7,262	7,590	8,183	7,873	7,980	8,114	7,870	8,470
		小計	t/年	24,004	23,194	23,979	25,030	24,600	23,009	22,963	22,818	23,430
	事業系資源	かん・びん	t/年	143	115	90	98	116	82	69	69	92
		紙・布	t/年	19	16	19	10	10	20	21	19	10
		ペットボトル	t/年	13	12	12	13	12	11	8	8	9
		プラスチック類	t/年	4	3	4	5	4	2	3	3	4
		小計	t/年	179	145	124	126	142	115	100	98	114
	事業系ごみ			t/年	24,183	23,339	24,103	25,155	24,742	23,123	23,063	22,916
排出量合計			t/年	72,701	70,971	71,160	72,478	72,521	70,336	69,664	67,979	66,782
再生資源集団回収			t/年	7,649	5,448	6,797	6,461	6,116	5,470	5,300	4,828	4,371
直接資源化（ボックス回収等）			t/年	7	7	6	13	21	24	20	19	20
総排出量			t/年	80,358	76,425	77,963	78,953	78,658	75,830	74,984	72,826	71,173

推計人口	人	224,903	225,228	225,396	225,129	225,008	226,432	225,250	224,126	222,296
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366

注）推計人口は、国勢調査結果の人口をもとに、住民基本台帳の増減人数で推計した人口。

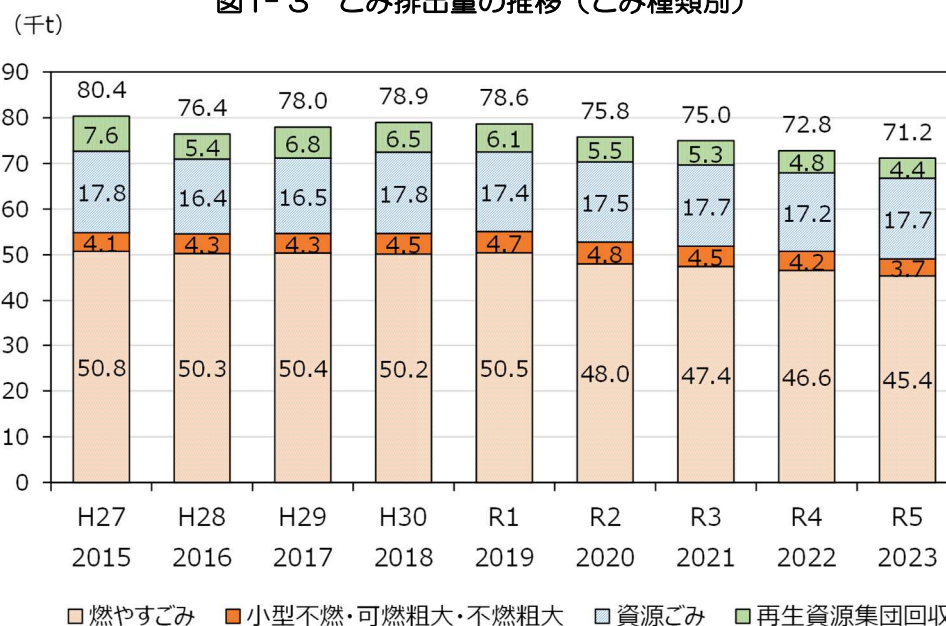
収集形態別に平成27（2015）年度と令和5（2023）年度を対比すると、家庭系ごみは約5.3千t減（10.9％減）、事業系ごみは約0.7千t減（2.9％減）、再生資源集団回収²⁶は約3.2千t減（42.1％減）となっています（図1-2）。家庭系ごみと再生資源集団回収量の減少が、総排出量減少の約92％であり、ごみ減量の主要因となっています。

図1-2 ごみ排出量の推移（収集形態別）



ごみ種類別に平成27（2015）年度と令和5（2023）年度を対比すると、燃やすごみは5.4千t（10.6％減）、小型不燃・可燃粗大・不燃粗大ごみは0.4千t減（9.8％減）、資源ごみは0.1千t減（0.6％減）、再生資源集団回収は約3.2千t減（42.1％減）となっています（図1-3）。燃やすごみと再生資源集団回収量の減少が、総排出量減少の約93％にあたります。

図1-3 ごみ排出量の推移（ごみ種類別）



²⁶ 日常生活により排出されるもののうち資源として利用できるものを、地域の団体で回収して資源回収業者に引き渡す自主的な資源回収活動。本市では市内の自治会、子ども会、マンション管理組合、PTAなど営利を目的としない団体が、定期的に資源回収業者に引き渡した再生資源（紙類、布類、かん・びん類）が対象となり、資源の集団回収活動に対して補助金を交付している。

(2) 1人1日あたりのごみ排出量の推移

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、表1-3に示すとおりです。

1人1日あたりのごみ排出量（資源ごみ、集団回収を除く）は、減少傾向を続けており、令和5（2023）年度は603.4g/人・日であり、兵庫県平均及び全国平均より低いレベルの排出量となっています（図 1-4）。総排出量は874.8g/人・日で、兵庫県平均849.1 g/人・日より多く、全国平均851.4 g/人・日よりやや少ないレベルです。

表 1-3 1人1日あたりのごみ排出量の推移

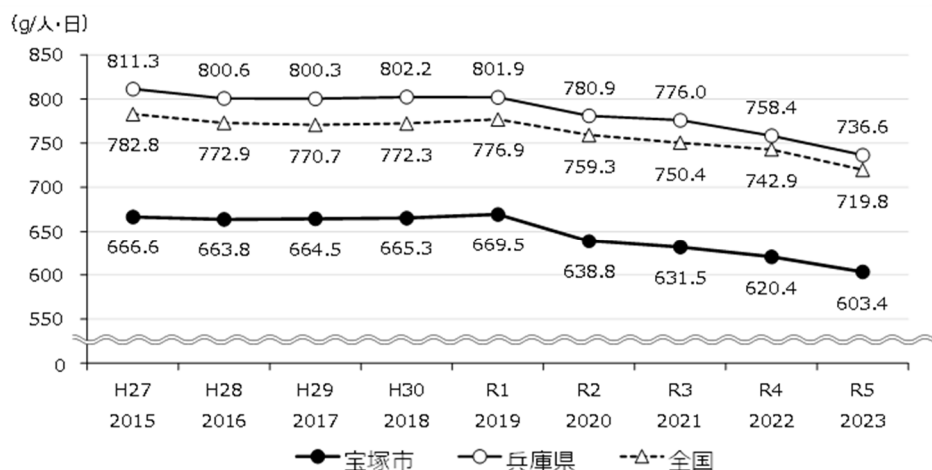
区分	年度	単位	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
家庭系 廃棄物	燃やすごみ	g/人・日	432.1	427.4	422.4	415.1	418.2	407.6	404.1	394.3	380.7
	小型不燃ごみ	g/人・日	13.4	12.8	12.7	14.0	14.2	14.9	13.1	12.0	11.9
	可燃粗大ごみ	g/人・日	16.2	15.9	13.8	13.8	13.9	14.7	13.3	14.2	11.2
	不燃粗大ごみ	g/人・日	12.3	13.8	16.5	17.4	20.0	19.8	20.3	17.2	15.7
	植木ごみ	g/人・日	1.0	1.1	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.3
	※1 小計	g/人・日	475.0	471.1	466.6	461.5	467.6	458.2	452.0	438.8	420.8
	かん・びん	g/人・日	26.5	26.0	25.5	24.6	23.9	24.4	23.6	22.8	22.0
	紙・布	g/人・日	53.3	48.4	46.7	55.4	54.3	53.9	55.9	55.2	55.5
	ペットボトル	g/人・日	6.3	6.4	6.5	6.8	6.8	7.0	7.3	7.3	7.5
	プラスチック類	g/人・日	28.3	27.4	26.6	27.6	27.6	27.7	28.0	26.7	25.7
事業系 廃棄物	小計	g/人・日	114.5	108.3	105.4	114.4	112.6	113.1	114.8	112.1	110.6
	中計	g/人・日	589.4	579.4	572.0	575.9	580.2	571.3	566.8	550.8	531.4
	燃やすごみ	g/人・日	184.5	184.5	190.1	195.7	194.6	173.8	172.7	174.9	177.4
	小型不燃ごみ	g/人・日	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1
	可燃粗大ごみ	g/人・日	4.7	5.6	5.0	4.7	3.7	4.0	3.8	4.3	2.5
	不燃粗大ごみ	g/人・日	3.2	3.4	4.0	4.5	4.6	4.0	3.9	3.4	3.8
	植木ごみ	g/人・日	98.9	88.3	92.3	99.6	95.6	96.6	98.7	96.2	104.1
	※2 小計	g/人・日	291.6	282.1	291.5	304.6	298.7	278.4	279.3	278.9	288.0
	かん・びん	g/人・日	1.7	1.4	1.1	1.2	1.4	1.0	0.8	0.8	1.1
	紙・布	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1
事業系 資源	ペットボトル	g/人・日	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	プラスチック類	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計	g/人・日	2.2	1.8	1.5	1.5	1.7	1.4	1.2	1.2	1.4
	中計	g/人・日	293.8	283.9	293.0	306.1	300.4	279.8	280.5	280.1	289.4
	排出量合計	g/人・日	883.2	863.3	865.0	882.0	880.6	851.0	847.3	831.0	820.8
再生資源集団回収			g/人・日	92.9	66.3	82.6	78.6	74.3	66.2	64.5	53.7
直接資源化（ボックス回収等）			g/人・日	0.089	0.080	0.076	0.160	0.257	0.292	0.2	0.235
総排出量			g/人・日	976.2	929.7	947.6	960.8	955.1	917.5	890.2	874.8

<1人1日あたりの排出量（資源ごみ、集団回収を除く）>

宝塚市（※1+※2）	g/人・日	766.6	753.3	758.1	766.1	766.3	736.6	731.4	717.7	708.8
兵庫県平均	g/人・日	811.3	800.6	800.3	802.2	801.9	780.9	776.0	758.4	736.6
全国平均	g/人・日	782.8	772.9	770.7	772.3	776.9	759.3	750.4	742.9	719.8

注）兵庫県平均及び全国平均は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）を参照しています。表中の数値については、四捨五入の関係で誤差が生じる場合があります。

図 1-4 1人1日あたりのごみ排出量の推移（資源ごみ、集団回収を除く）



(3) 資源化量の推移

本市では、「燃やすごみ」、「プラスチック類」、「かん・びん」、「紙（新聞・ダンボール・雑紙）」、「布」、「ペットボトル」、「小型不燃ごみ」、「粗大ごみ」に分別したごみが、クリーンセンターに搬入されます。

「燃やすごみ」はごみ焼却処理施設にて直接焼却し、「かん・びん」、「ペットボトル」、「小型不燃ごみ」は選別処理によって資源化し、残渣についてはごみ焼却処理施設で焼却処理をしています。「紙（新聞・ダンボール・雑紙）」、「布」は古紙回収業者による収集により直接資源化しています。「粗大ごみ」は破碎処理後、鉄類を資源化し、残渣はクリーンセンターで焼却処理をしています。

その他、「植木ごみ」は緑のリサイクルセンターでチップ化して資源化を図っています。「小型家電」は市内各所に設置したボックスにおける回収及び、小型不燃ごみや粗大ごみからピックアップにより回収しています。「かん・びん」の残渣については、委託業者によりさらに選別する事で資源化を図っています。

中間処理²⁷における資源化量は、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。直接資源化は回収方法の多様化で、令和元（2019）年度以降は20t前後を維持しています。一方、集団回収量は減少基調で、令和5（2023）年度は平成27（2019）年度と対比して40%以上減少しています。

本市における品目別資源化量の推移を表1-4、図1-5に示します。

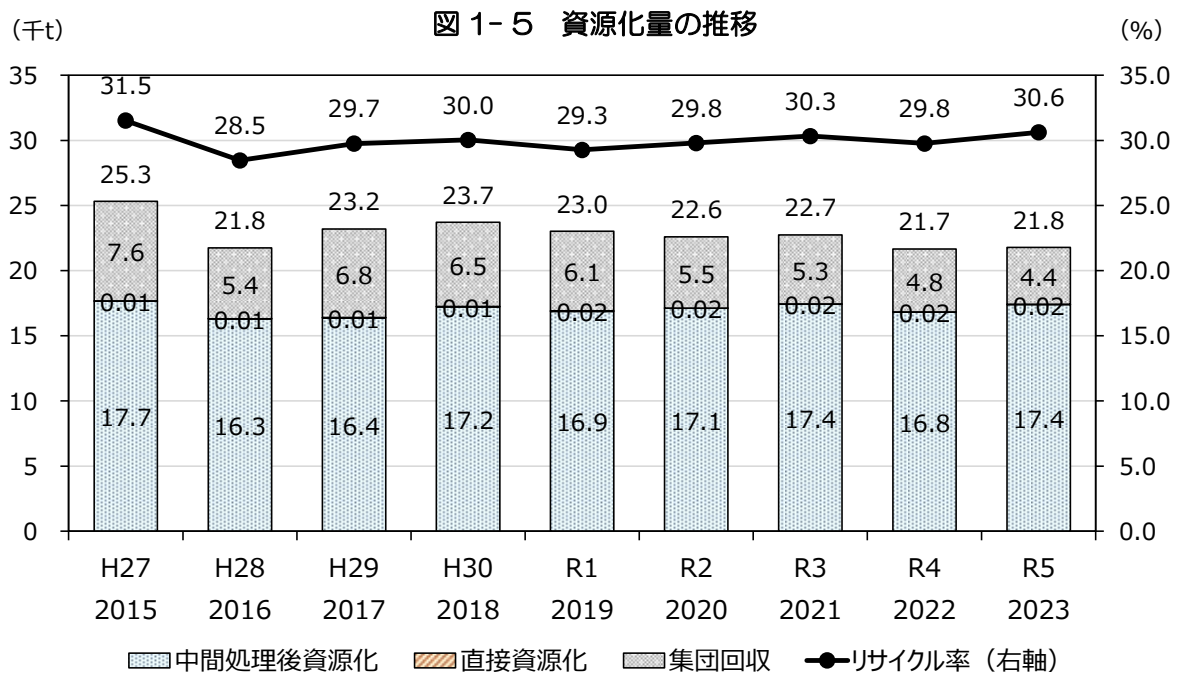
表 1-4 資源化量の推移

区分	年度	単位	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
中間処理後資源化	t/年		17,669	16,298	16,389	17,238	16,884	17,104	17,422	16,825	17,398
焼却灰リサイクル（伊賀市搬送）	t/年		—	—	—	—	—	29	29	30	29
粗大ごみ処理施設	t/年		526	573	598	563	627	666	582	562	571
小型不燃	t/年		36	45	42	20	123	161	109	100	120
鉄シュレッダー等	t/年		368	376	389	368	344	335	334	324	320
小型家電（ピックアップ）	t/年		123	152	167	175	160	169	139	138	131
ペットボトル処理施設	t/年		457	467	475	482	485	493	462	483	484
プラスチック製ストックヤード	t/年		2,243	2,146	2,033	2,206	2,126	2,103	2,124	2,021	1,945
選別・保管	t/年		6,215	5,757	5,589	5,705	5,676	5,734	6,012	5,768	5,795
紙類	t/年		3,838	3,520	3,413	4,024	3,915	3,984	4,017	3,971	3,975
布	t/年		509	463	488	577	615	583	675	620	601
ガラス	t/年		787	608	601	834	803	789	903	840	794
ガラス残渣	t/年		609	683	630	—	—	—	—	—	—
鉄缶プレス	t/年		345	328	310	152	189	216	211	147	206
アルミ缶	t/年		127	155	146	96	119	122	164	162	144
乾電池	t/年		—	—	—	8	17	18	19	18	30
蛍光管・体温計・血圧計	t/年		—	—	—	—	1	1	1	1	1
スプリングマットレス	t/年		—	—	—	14	17	20	22	10	43
緑のリサイクルセンター	t/年		8,228	7,356	7,694	8,282	7,971	8,078	8,213	7,961	8,574
直接資源化	t/年		7	7	6	13	21	24	20	19	20
小型家電（ボックス回収）	t/年		7	7	6	7	10	9	8	8	8
小型充電式電池	t/年		—	—	—	—	0	0	0	1	0
インクカートリッジ	t/年		—	—	—	—	0	0	0	0	0
小型家電宅配回収	t/年		—	—	—	6	11	15	11	10	12
集団回収	t/年		7,649	5,448	6,797	6,461	6,116	5,470	5,300	4,828	4,371

注）H28の集団回収は、集約期間を年度から暦年に変更する移行期間のため、4月から12月の9ヶ月の実績です。

注）表中の数値については、四捨五入の関係で誤差が生じる場合があります。

²⁷ 廃棄物の最終処分に先立って、廃棄物を無害化・安定化・減量化・再生利用するための人為的な操作を指し、焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、蒸留、コンクリート固型化などの方法がある。クリーンセンター各施設での処理がこれにあたる。



(4) 中間処理の推移

中間処理の推移を

表1-5に示します。令和5（2023）年度の実績をみると、焼却量は49,413tであり、平成27（2015）年度と比べて約10%減少しています。粗大ごみの破砕量は2,701tであり、約10%減少しています。

集団回収を含めたリサイクル量は21,789t、リサイクル率は30.6%であり、過去5年間はリサイクル量は微減傾向ですが、リサイクル率は30%前後を維持しています。

最終処分量は7,812tであり、平成27（2015）年度と比べて約4%減少しています。

図 1-6 焼却処理量と最終処分量の推移

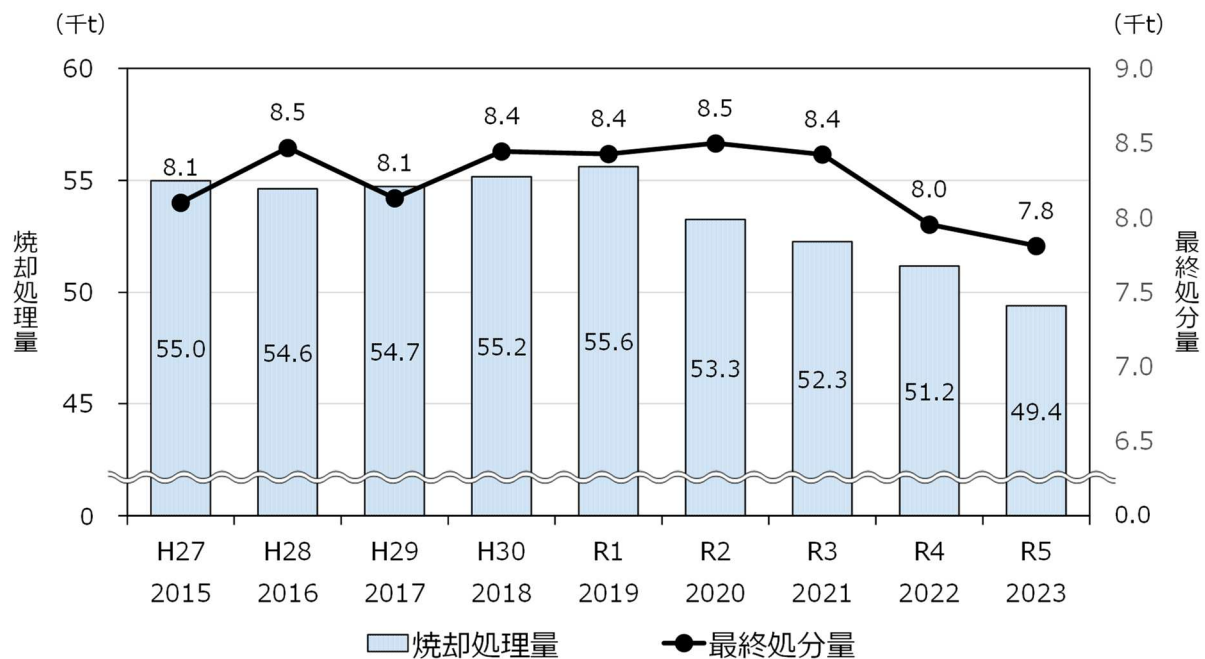


表 1-5 中間処理の推移

区分	年度	単位	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
中間処理（焼却処理 ※1+※2）	t/年		54,988	54,626	54,732	55,170	55,610	53,261	52,271	51,184	49,413
燃やすごみ※1	t/年		50,756	50,309	50,389	50,189	50,471	48,049	47,426	46,564	45,408
中間処理後の可燃物残渣※2	t/年		4,232	4,317	4,343	4,981	5,139	5,213	4,845	4,620	4,005
焼却量（※1+※2）	t/年		54,988	54,626	54,732	55,170	55,610	53,261	52,271	51,184	49,413
焼却灰	t/年		8,058	8,422	8,092	8,373	8,400	8,499	8,424	7,955	7,812
焼却灰リサイクル	t/年		—	—	—	—	—	29	29	30	29
中間処理（可燃粗大ごみ）	t/年		1,720	1,771	1,543	1,517	1,454	1,543	1,402	1,509	1,116
可燃残渣	t/年		1,720	1,771	1,507	1,479	1,405	1,452	1,326	1,451	1,065
不燃残渣	t/年		—	—	—	—	—	—	—	—	—
資源物（紙・布選別）	t/年		—	—	37	38	49	91	76	58	52
中間処理（不燃粗大ごみ）	t/年		1,275	1,417	1,685	1,802	2,025	1,962	1,991	1,684	1,585
可燃残渣	t/年		788	893	1,133	1,248	1,508	1,441	1,501	1,216	1,095
不燃残渣（ガラスくず）	t/年		—	—	—	—	—	—	—	—	—
紙・布選別	t/年		—	—	—	—	—	—	—	—	—
小型家電ピックアップ	t/年		119	148	163	171	156	165	135	134	127
資源物	t/年		368	376	389	383	361	355	356	335	363
中間処理（小型不燃ごみ）	t/年		1,123	1,071	1,054	1,165	1,190	1,245	1,096	994	983
可燃残渣	t/年		1,040	975	969	1,062	1,018	1,061	963	871	828
不燃残渣（ガラスくず）	t/年		44	47	39	71	27	—	—	—	—
小型家電ピックアップ	t/年		4	4	4	4	4	4	4	4	4
資源物	t/年		36	45	42	27	141	180	129	119	151
中間処理（かん・びん）	t/年		2,326	2,254	2,189	2,121	2,086	2,097	2,006	1,936	1,879
可燃残渣	t/年		459	480	501	1,039	975	970	728	788	734
不燃残渣	t/年		—	—	—	—	—	—	—	—	—
資源物	t/年		1,868	1,774	1,688	1,081	1,111	1,127	1,278	1,148	1,145
中間処理（紙・布）	t/年		4,407	3,996	3,864	4,563	4,481	4,477	4,616	4,533	4,524
可燃残渣	t/年		60	13	—	—	—	—	—	—	—
不燃残渣	t/年		—	—	—	—	—	—	—	—	—
資源物	t/年		4,347	3,983	3,864	4,563	4,481	4,477	4,616	4,533	4,524
中間処理（ペットボトル）	t/年		530	542	547	570	572	594	604	607	615
可燃残渣	t/年		73	75	71	87	87	101	142	124	131
不燃残渣	t/年		—	—	—	—	—	—	—	—	—
資源物	t/年		457	467	475	482	485	493	462	483	484
中間処理（プラスチック）	t/年		2,336	2,256	2,195	2,271	2,273	2,291	2,309	2,191	2,097
可燃残渣	t/年		93	111	162	65	147	188	184	170	152
不燃残渣	t/年		—	—	—	—	—	—	—	—	—
資源物	t/年		2,243	2,146	2,033	2,206	2,126	2,103	2,124	2,021	1,945
中間処理（植木ごみ）	t/年		8,228	7,356	7,694	8,282	7,971	8,078	8,213	7,961	8,574
可燃残渣	t/年		—	—	—	—	—	—	—	—	—
不燃残渣	t/年		—	—	—	—	—	—	—	—	—
資源物	t/年		8,228	7,356	7,694	8,282	7,971	8,078	8,213	7,961	8,574
小型家電ピックアップ合計	t/年		123	152	167	175	160	169	139	138	131
直接資源化量（ボックス回収等）	t/年		7	7	6	13	21	24	20	19	20
集団回収量	t/年		7,649	5,448	6,797	6,461	6,116	5,470	5,300	4,828	4,371
リサイクル量	t/年		25,325	21,753	23,192	23,712	23,020	22,597	22,742	21,672	21,789
リサイクル率	%		31.5	28.5	29.7	30.0	29.3	29.8	30.3	29.8	30.6
最終処分量	t/年		8,102	8,469	8,131	8,444	8,427	8,499	8,424	7,955	7,812
焼却灰	t/年		8,058	8,422	8,092	8,373	8,400	8,499	8,424	7,955	7,812
不燃残渣	t/年		44	47	39	71	27	0	0	0	0
最終処分率	%		10.1	11.1	10.4	10.7	10.7	11.2	11.2	10.9	11.0

注 1）リサイクル量＝中間処理資源物＋直接資源化量＋集団回収量

注 2）リサイクル率＝リサイクル量÷総排出量×100

注 3）最終処分率＝最終処分量÷総排出量×100

注 4）四捨五入の関係で合計が合わないところがあります

1-3 ごみ処理の現状

(1) 収集運搬

家庭系ごみは、排出者が所定のごみステーションまで排出し、本市がクリーンセンターまでの収集運搬を行っています。市内を18地区に分けて収集を実施しています。

また、ごみ出しが困難な高齢者や障害のある方などの生活支援の一つとして、戸別にごみ収集を行う「きずな収集」を実施しており、週1回、対象となる方の自宅玄関までの収集を行っています。また、粗大ごみを屋外に運び出すことが困難なひとり暮らしの高齢者又は障害者を対象に、室内から粗大ごみを運び出す「粗大ごみ運び出し収集」を行っています。

(2) 中間処理・最終処分

本市では収集した一般廃棄物を、クリーンセンターの各施設で中間処理（焼却、資源化）を実施しています。クリーンセンターでは、定期的な補修・整備を計画的に実施することにより、安全かつ安定的な施設運営を実施しています。

クリーンセンターの各施設は、昭和63（1988）年に運転を開始したごみ焼却施設をはじめ、平成2（1990）年稼動の粗大ごみ処理施設、し尿処理施設など、すでに30年以上が経過して経年的な老朽化が見られます。ごみ焼却施設については、平成24（2012）年度から3年をかけて基幹的設備改良工事により延命化を図りました。

しかし、施設の老朽化及び大規模改修等を繰り返すことによるコストの増大化や循環型社会形成のための新たな分別・処理方法等への対応が困難なため、平成31（2019）年2月に「宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画」を策定、新たなごみ処理施設の整備を進めています。

表 1-6 中間処理施設及び最終処分施設の概要

施 設 名	項 目	概 要
ごみ焼却処理施設	所 在 地	宝塚市小浜1丁目2番15号
	施 設 面 積	8,679.84m ²
	処 理 能 力	320 t / 24 h (160 t / 24 h × 2 基)
	竣 工 年 月	昭和63（1988）年10月
	処 理 方 式 等	全連続燃焼式焼却炉
仮設リサイクル 処理施設	所 在 地	宝塚市小浜1丁目2番15号
	施 設 面 積	3,265.51m ²
	処 理 能 力	粗大ごみ、小型不燃ごみ、かん・びん等 39.9 t / 5 h
	竣 工 年 月	令和6（2024）年3月
	処 理 方 式 等	二軸破碎機、磁力選別機等
緑のリサイクル センター	所 在 地	宝塚市切畑字長尾山19番25（不燃物埋立処分地内）
	施 設 面 積	8,400 m ² （進入路を含む）
	処 理 対 象 物	市内で発生した植木・剪定枝葉等
	処 理 能 力	25 t / 日
	事 業 開 始	平成11（1999）年4月
不燃物埋立処分地	所 在 地	宝塚市切畑字長尾山19番25
	施 設 規 模	面積：87,545 m ² 容積：88,275m ³
	事 業 開 始	昭和50（1975）年10月

注）不燃物埋立処分地は終了届提出済であり、近々廃止の予定です。

クリーンセンターの焼却処理施設で発生した焼却残渣、及び粗大ごみ処理施設で発生した不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（通称「フェニックスセンター」）の神戸埋立処分場へ搬入し最終処分しています。

表 1-7 大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場

最終処分場	面積	埋立容量	受入開始	受入終了
神戸沖埋立処分場	88ha	1,500万m ³	平成13年12月 (2001年)	—
尼崎沖埋立処分場	113ha	1,600万m ³	平成2年1月 (1990年)	平成14年3年 (2002年)
大阪沖埋立処分場	95ha	1,400万m ³	平成21年10月 (2009年)	—
泉大津沖埋立処分場	203ha	3,100万m ³	平成4年1月 (1992年)	平成14年3月 (2002年)

注1) 本市は神戸沖埋立処分場に搬入しています。

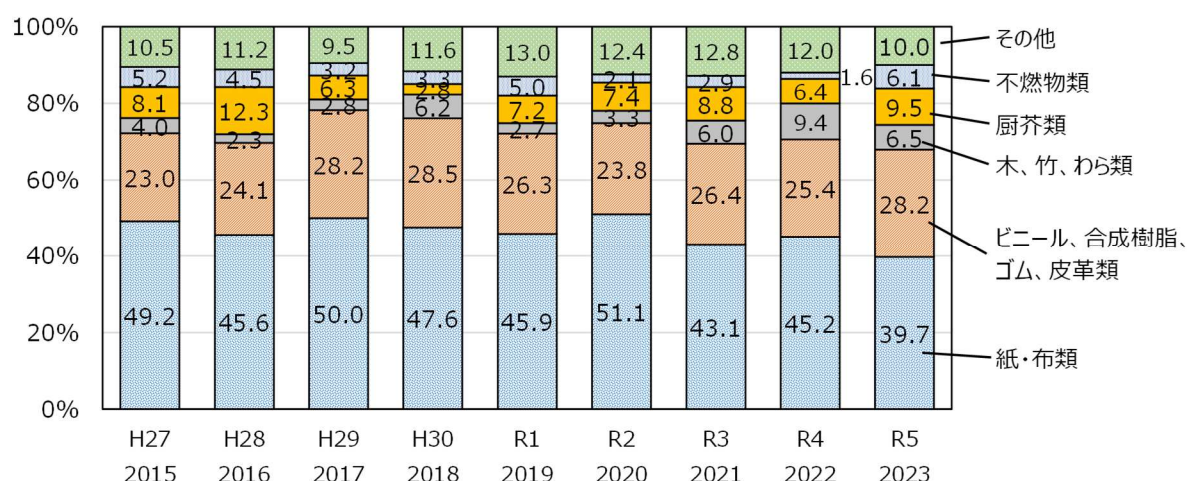
注2) 「受入終了」は一般廃棄物の受入終了時期を示します。

1-4 ごみ質の現状

(1) 焼却施設における組成推移

クリーンセンターの焼却施設における燃やすごみの組成分析結果の推移を図 1-7 に示します。年度によって多少の増減はありますが、過去3年の平均は紙・布類が約43%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約27%を占めています。

図 1-7 焼却施設における燃やすごみの組成の経年変化（重量%・乾ベース）



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(2) 家庭系燃やすごみの組成調査結果

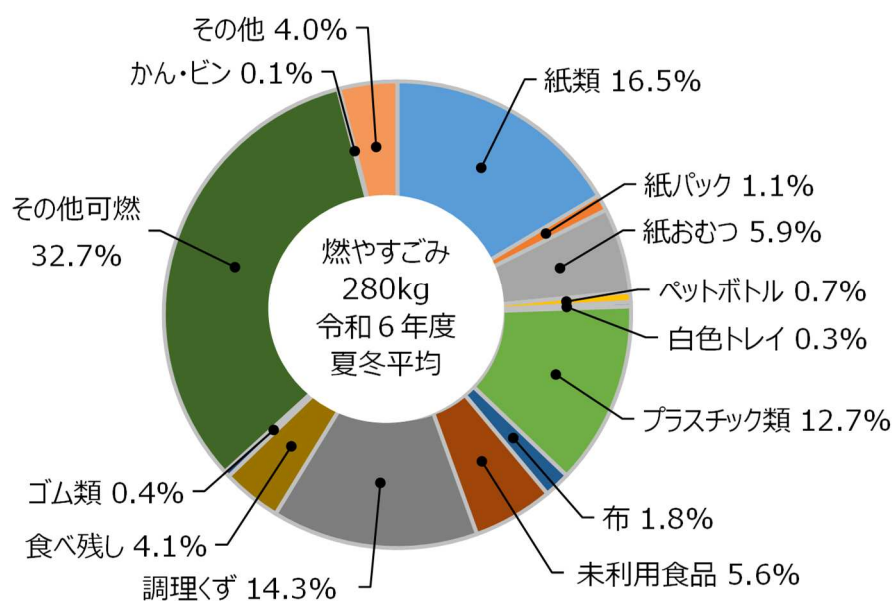
令和6（2024）年度の夏と冬に実施した、家庭系燃やすごみの組成調査結果を表1-8に示します。紙類が最も多く16.5%、次いで調理くずが14.3%、プラスチック類が12.7%、紙おむつが5.9%となっています。食品ロスは未利用食品が5.6%、食べ残しが4.1%、合わせて9.7%となっています。このことから、紙ごみ・プラスチック類・食品ロスの削減が大きな課題です。

また、令和6（2024）年冬の調査では、ルール通りに排出されていたのは、かん・びんが70.1%、ペットボトルが65.2%、小型不燃ごみが86.1%であり、排出ルール of 徹底も課題です。

表 1- 8 家庭系燃やすごみの組成調査結果

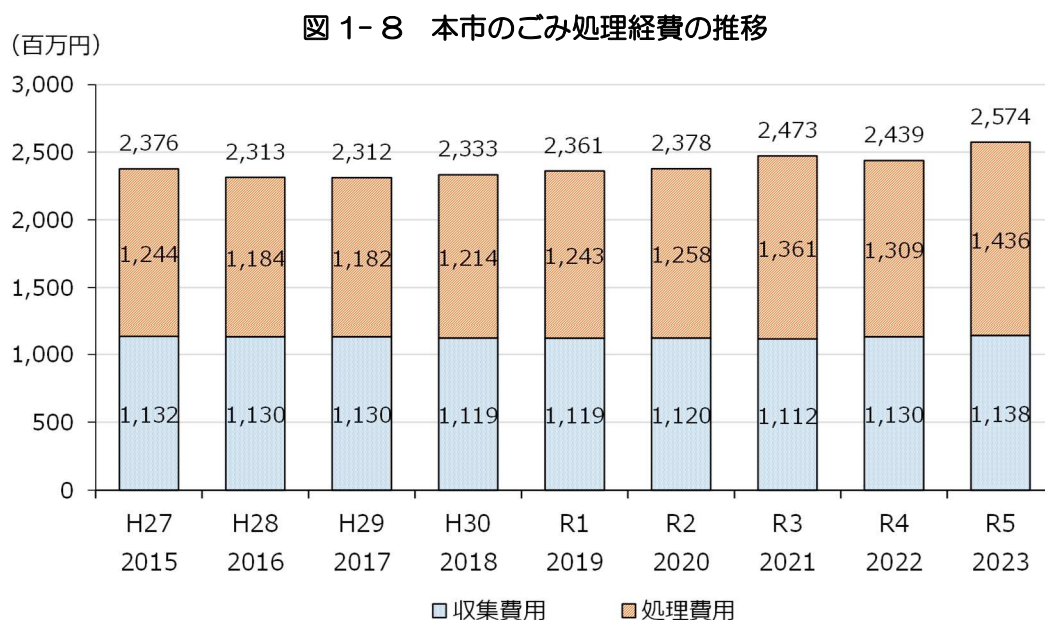
実施日		令和 6 年度夏季	令和 6 年度冬季	平 均
調査量		274.4kg	285.5kg	280.0kg
品 目 別 組 成 割 合	紙類	16.0%	16.9%	16.5%
	紙パック	1.3%	0.9%	1.1%
	紙おむつ	7.3%	4.5%	5.9%
	ペットボトル	0.8%	0.6%	0.7%
	白色トレイ	0.3%	0.3%	0.3%
	プラスチック類	11.8%	13.5%	12.7%
	布	1.6%	2.0%	1.8%
	未利用食品	5.5%	5.6%	5.6%
	調理くず	17.0%	11.5%	14.3%
	食べ残し	3.7%	4.5%	4.1%
	ゴム類	0.8%	0.0%	0.4%
	その他可燃	29.4%	35.9%	32.7%
	かん・ビン	0.1%	0.1%	0.1%
	その他	4.7%	3.3%	4.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%

（端数処理の関係で、合計は100%にならない場合があります）



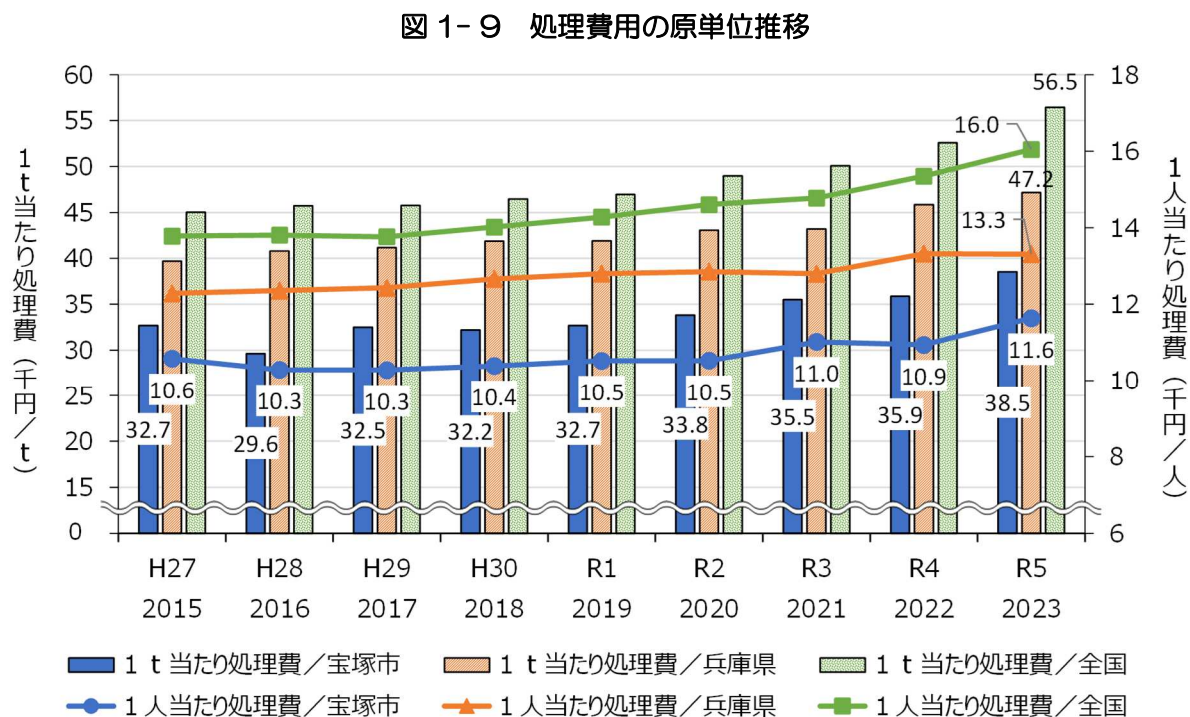
1-5 ごみ処理経費の推移

本市のごみ処理経費は、図1-8に示すとおり、令和5（2023）年度で約25.7億円となっています。内訳は収集費用が約11.4億円、処理費用が約14.4億円です。収集費用は横ばいですが、処理費用は令和3（2021）年度から微増傾向となっています。



出典：宝塚市決算資料

令和5（2023）年度の1 t 当たり処理費は38.5千円、1 人当たり処理費は11.6千円となっています。図1-9に示すとおり、1 t 当たり処理費や1 人当たり処理費は兵庫県や全国と同様に、本市も増加傾向ですが、いずれの値も兵庫県や全国より低く抑えられています。



出典：宝塚市は決算資料、兵庫県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）

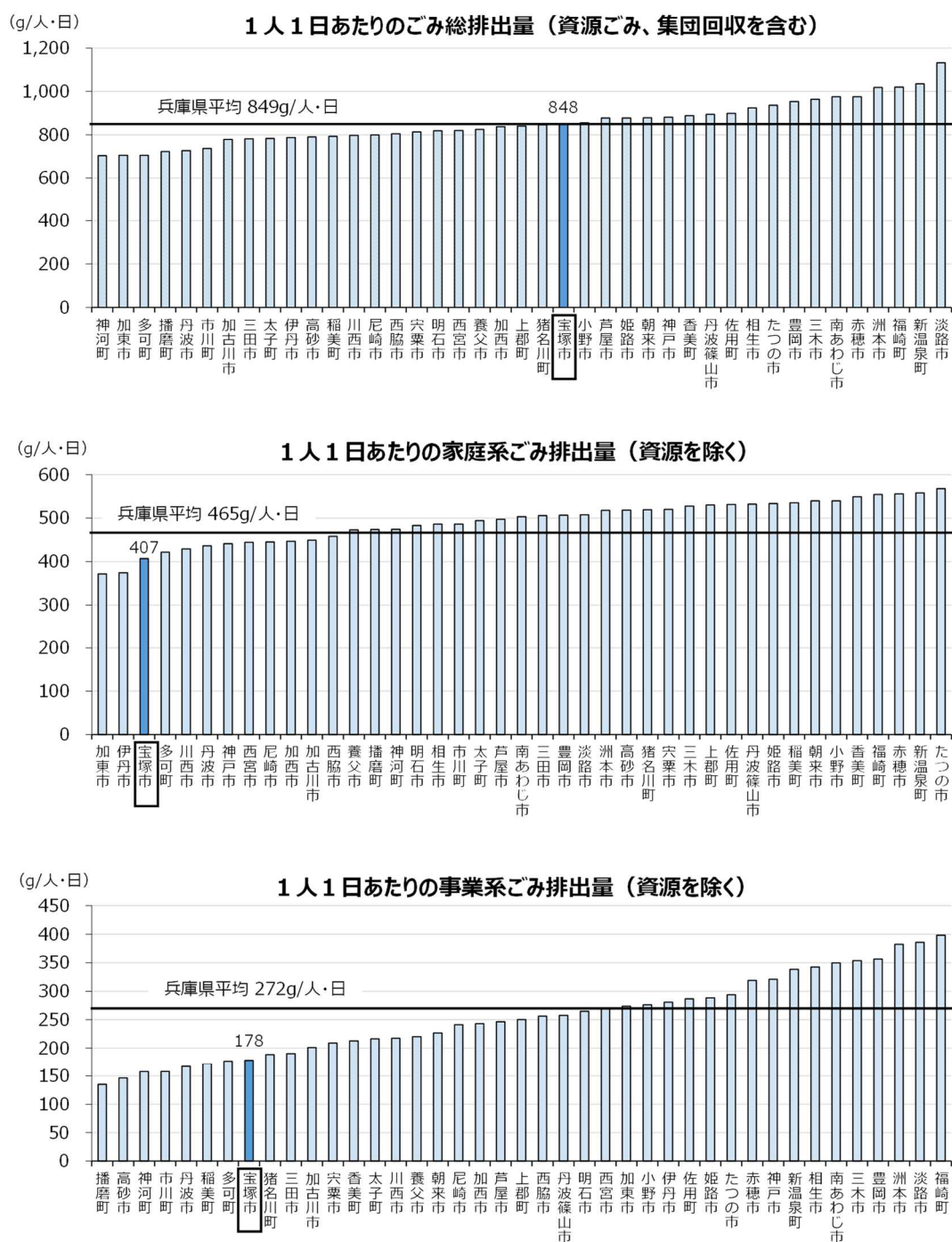
1-6 兵庫県内自治体との比較

(1) 排出量

本市の令和5（2023）年度における1人1日あたりの排出量は848g/人・日であり、兵庫県平均（849g/人・日）とほぼ同等で、兵庫県内で23番目に少ないレベルです。

資源を除く排出量では、家庭系が407 g/人・日と県内で3番目に少なく、事業系が178 g/人・日で県内で8番目に少なくなっています（図1-10）。

図1-10 兵庫県内の1人1日あたりのごみ排出量（令和5（2023）年度）



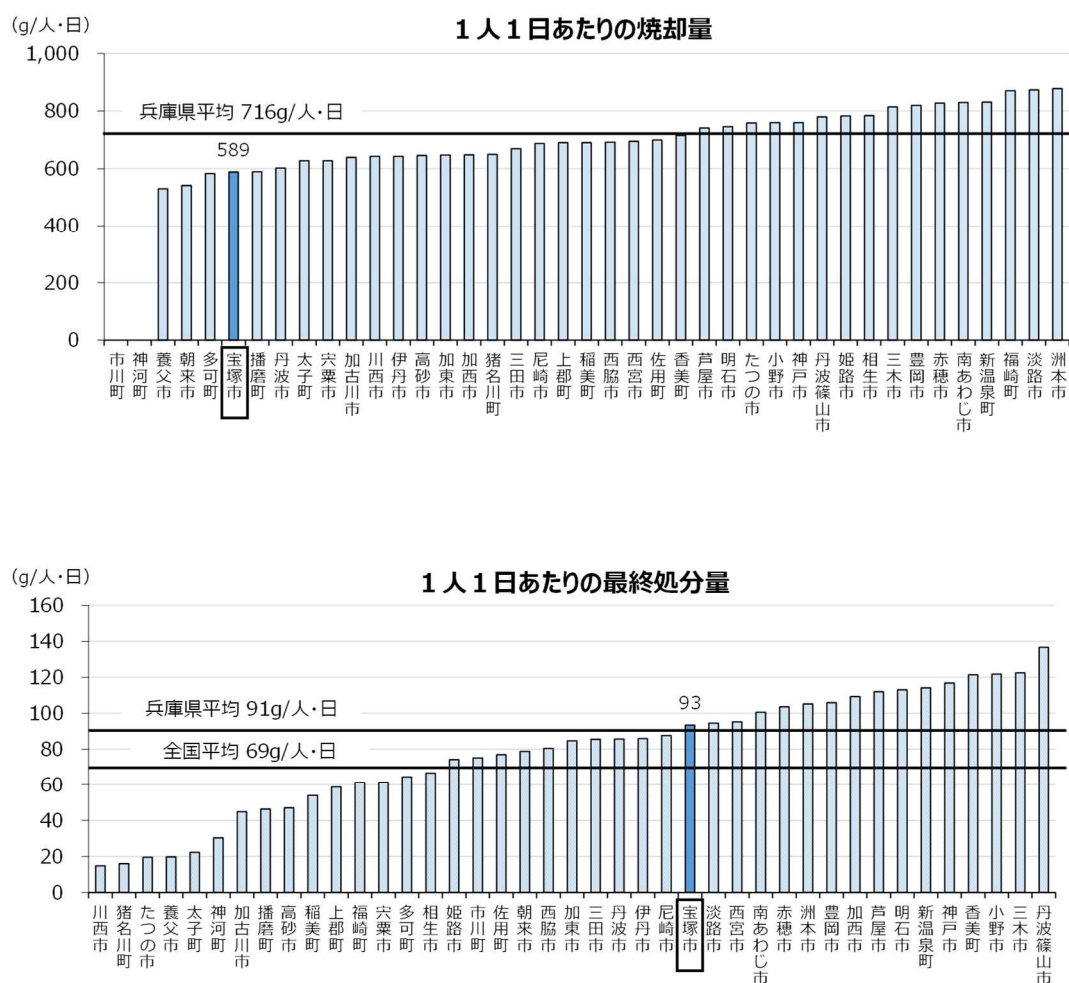
注）環境省統計の人口は住民基本台帳を用いているため、推計人口を用いた本計画の統計と若干の差異があります。
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(2) 焼却量、最終処分量

本市の令和5（2023）年度における1人1日あたりの焼却量は589g/人・日であり、兵庫県平均（716g/人・日）より少なく、兵庫県内で6番目に少ないレベルです。

また、1人1日あたりの最終処分量は93g/人・日であり、兵庫県平均（91g/人・日）と同等レベルであり、兵庫県内で26番目に少ないレベルです（図1-11）。

図1-11 兵庫県内の1人1日あたりの焼却量と最終処分量（令和5（2023）年度）



注）環境省統計の人口は住民基本台帳を用いているため、推計人口を用いた本計画の統計と若干の差異があります。
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

本市の焼却量が少ないにもかかわらず、最終処分量が多い理由は、焼却残渣率が15.8%と高いためです。新施設では焼却残渣率が14.7%に改善される計画であり、これを令和5（2023）年度の実績に当てはめると、焼却灰が548 t 減量され、1人1日あたりの最終処分量は6.7g/人・日（7.2%）の減量が期待されます（表1-9）。

表1-9 令和5（2023）年度実績での試算

項目	現施設	新施設	増減
焼却量(t)	49,413	49,413	—
焼却灰(t)	7,812	7,264	-548
焼却残渣率(%)	15.8	14.7	-1.1
原単位(g/人・日)	93.0	86.3	-6.7

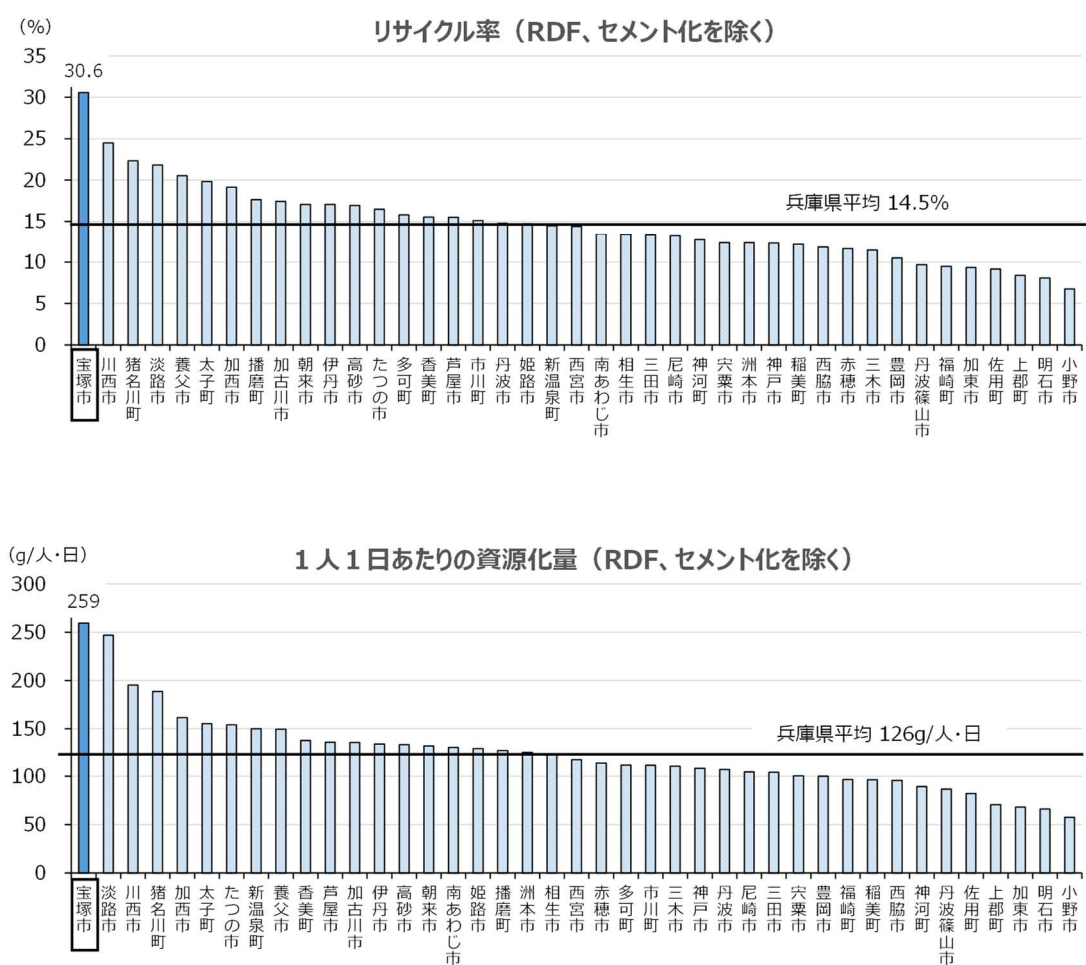
注）新施設の焼却残渣率は「新ごみ処理施設整備基本計画」で算出

(3) リサイクル率

令和5（2023）年度における本市のリサイクル率は30.6%、1人1日あたりの資源化量は259g/人・日であり、RDF※とセメント化を除けば、兵庫県内でも最も高い水準です。いずれも、兵庫県平均の2倍を超える高さを示しています（図1-12）。

※RDFとは廃棄物を原料とした固形燃料、セメント化は焼却灰等からセメントを作る方法のことです。

図 1- 12 兵庫県内のリサイクル率（令和5（2023）年度）



注）環境省統計の人口は住民基本台帳を用いているため、推計人口を用いた本計画の統計と若干の差異があります。
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

1-7 近隣の人口20万以上都市の排出量推移

近隣の人口20万以上の9市における1人1日あたりのごみ排出量の推移（資源ごみ、集団回収を除く）を表1- 10に示します。

いずれの都市も、この8年間で減量化が進んでいます。ただし、本市は減量化の進行がやや緩やかであり、平成27（2015）年度には、本市は9市のうちで4番目に少ない排出量でしたが、令和5（2023）年度には9市のうちで6番目に少ない排出量となっています。

この8年間で、1人1日あたりごみの資源ごみが9市平均で117%と伸びているのに対し、本市は95%と伸び悩んでいるため、排出量の順位が下がる結果となっています。

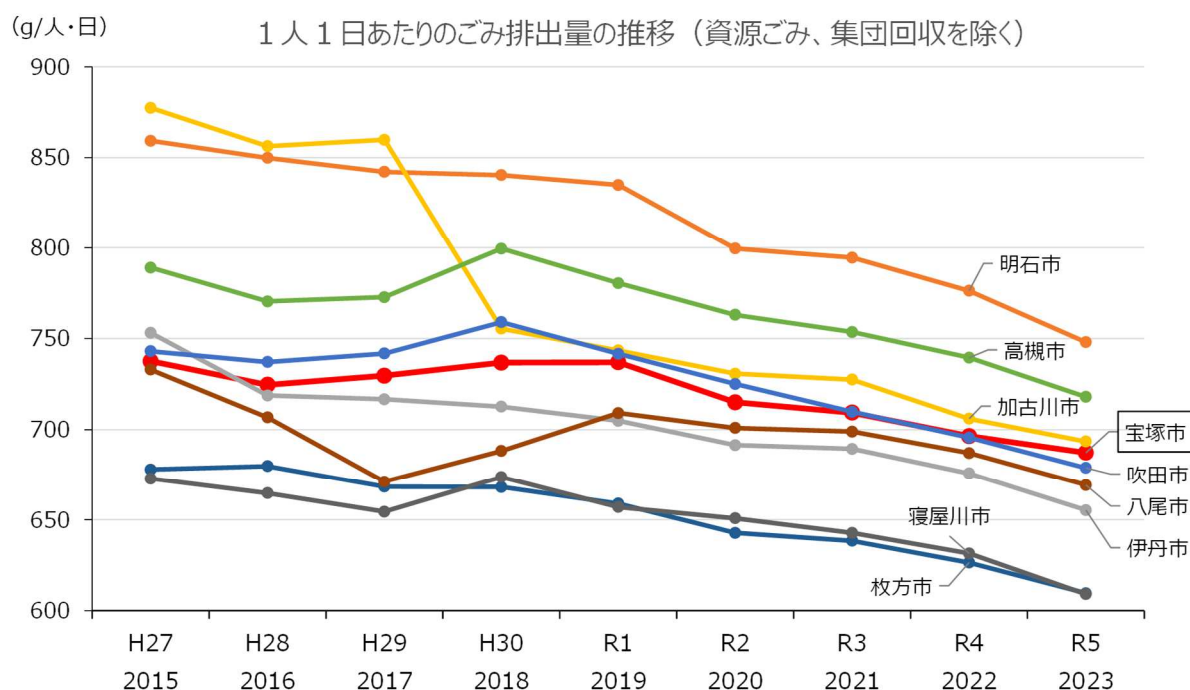
表 1- 10 近隣の人口 20 万以上都市における
1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移（資源ごみ、集団回収を除く）

(単位: g/人・日)

市	R5人口 (人)	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
宝塚市	229,265	737.6	724.5	729.6	736.8	737.0	715.0	709.3	696.4	687.2
明石市	306,610	859.2	849.8	842.1	840.3	834.9	799.5	794.5	776.2	748.0
伊丹市	201,752	753.1	718.7	716.6	712.5	704.8	691.4	689.4	675.8	655.4
加古川市	258,846	877.5	856.3	859.8	755.4	743.5	730.7	727.4	705.9	693.4
吹田市	382,336	743.0	737.1	741.8	759.0	741.6	725.0	709.8	695.6	678.8
高槻市	347,244	789.0	770.4	772.7	799.5	780.4	763.0	753.6	739.5	718.0
枚方市	394,890	677.9	679.8	668.3	668.1	659.0	642.8	638.5	626.4	609.6
八尾市	260,921	733.0	706.7	671.2	688.2	709.1	700.8	698.9	687.0	669.3
寝屋川市	226,083	672.8	664.8	654.5	673.7	657.0	650.8	642.8	631.5	609.1

注）環境省統計の人口は住民基本台帳を用いているため、推計人口を用いた本計画の統計と若干の差異があります。

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）



注）加古川市では、令和4（2022）年の広域ごみ処理施設への移行に先んじて、平成28（2016）年に「加古川市民27万人の力で20%ごみ減量を！」をスローガンに市民運動を展開し、平成30（2018）年度末には平成25（2013）年度比で22.3%減を達成しています。

1-8 前計画の進捗状況

(1) 数値目標の進捗状況

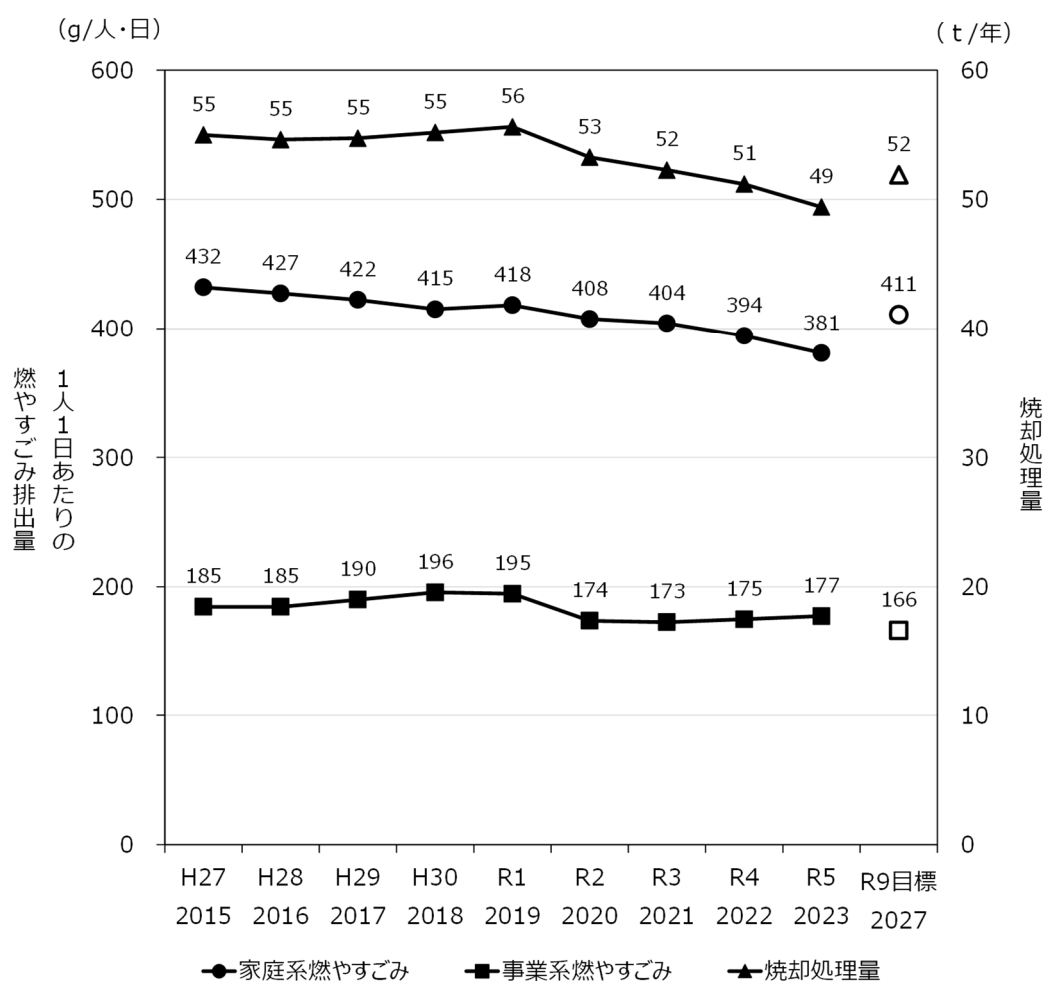
前計画における数値目標の進捗を表1-11に示します。家庭系燃やすごみと焼却処理量は、令和5（2023）年度ですでに目標を達成していますが、事業系燃やすごみは目標達成が厳しい状況です。

表 1- 11 数値目標の進捗状況

目標項目	基準年度 平成27年度 (2015年度)	令和5年度 (2023年度) 実 績	達成 状況	目標年度 令和9年度 (2027年度)
家庭系燃やすごみ	432.6 g/人・日	380.7 g/人・日	◎	411.0 g/人・日
事業系燃やすごみ	184.7 g/人・日	177.4 g/人・日	△	166.2 g/人・日
焼却処理量	54,982t/年	49,413t/年	◎	51,904t/年

◎：目標を達成、○：目標を達成の見込み、△：目標の達成が厳しい、×：基準年度より悪化

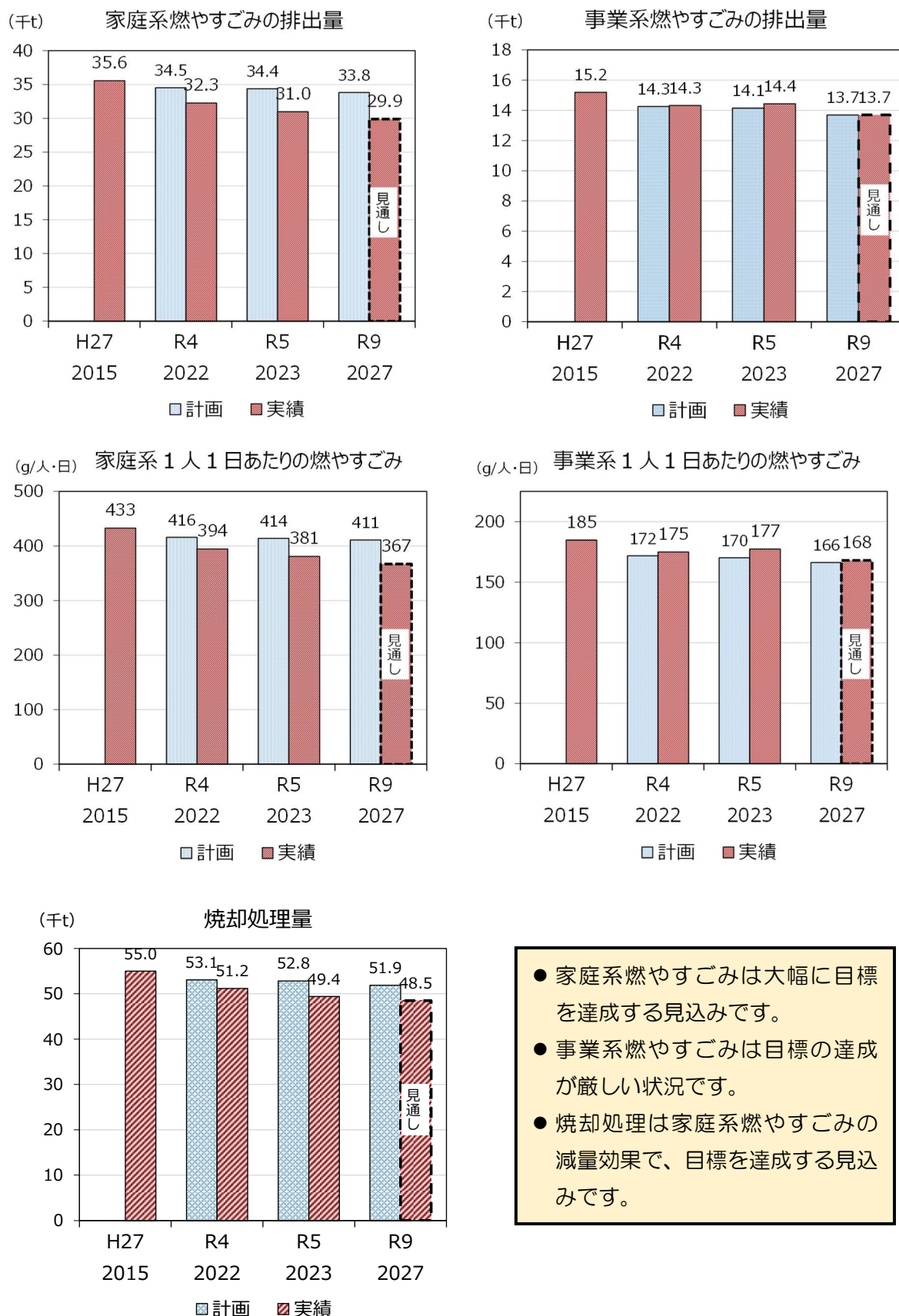
図 1- 13 燃やすごみ排出量と焼却処理量の推移



(2) 前計画の計画・実績対比

前計画の計画・実績対比を図 1-14 に示します。令和 9（2027）年度の見通しは、平成 27（2015）年度と令和 4（2022）年度を結ぶ直接上の値を設定しました。

図 1-14 前計画の計画・実績対比



前計画の施策の推進状況を表1-12に示します。

表 1-12 前計画の施策の推進状況

【減量化・資源化計画】

施策 番号	区分	施策	取り組み状況	総合 評価	重点
1	継続	廃棄物減量等推進員制度の 充実、活用	ごみゼロ推進員数（人） R3：536、R4：540、R5：547 各団体高齢化に伴い、担い手が不足し ている。	○	★☆
2	継続	出前講座等の活用	出前開催回数（回） R3：1、R4：1、R5：1 コロナ禍によるイベント等の制限があ った。	○	★☆
3	継続	事業者向けごみ減量化・資源 化の推進	紙ごみも含めて、ごみの分別等につい て、事業所向けパンフレットを配布。	○	★☆
4	継続	意識啓発のための情報発信	広報たからづか掲載回数（回） R3：11、R4：9、R5：8 整理を行った結果、回数が減少した。 市HPでの情報発信やごみ分別アプリ 「さんあ〜る」を配信。	○	★☆
5	継続	啓発活動、環境学習の充実	新施設の建設が本格的となり、見学に ついては、令和14（2032）年度まで 中止している。代替策として、「クリ ーンセンターのしごと」と題した冊子 を市内小学校へ年1回6月に送付して いる。 また、市のホームページにおいて、環 境学習内容を掲載している。	○	★☆
6	拡充	家庭における3Rへの 取り組みの推進	平成31（2019）年に家庭ごみの減量 と出し方・分け方ハンドブックを全戸 に配布し、令和6（2024）年度は4 月に粗大ごみインターネット予約とセ ンターへの粗大持ち込みルート変更な ど一部改訂した案内チラシを作成し配 布した。市のホームページにおいても 3Rの取り組みと分別に関する記事を 掲載している。	○	★
7	拡充	事業所における3Rへの 取り組みの推進	事業所向けパンフレットの配布	△	
8	継続 (重点)	事業系ごみの分別の徹底	事業所向けパンフレットの配布。 センターごみ搬入時における抜き打ち 展開検査において搬入許可業者への助 言・指導を行っている。	△	☆
9	継続	処理手数料の見直しの 調査研究	令和5（2023）年度審議会において 処理手数料の見直しを諮問し、答中を 経て令和6（2024）年度に廃棄物の 適正処理、減量及び再利用に関する条 例の一部改正を行った。施行日は令和 7（2025）年4月1日。	○	
10	継続	先進都市の取り組みの 調査研究	プラスチックに係る資源循環の促進等 に関する法律」による製品プラスチッ クの再商品化できる仕組みについて調	○	

			査研究を行った。ペットボトルリサイクルに係る飲料メーカーとの連携協定について調査研究を行った。		
--	--	--	---	--	--

【資源化の推進に向けたその他の施策】

施策番号	区分	施策	取り組み状況	総合評価	重点
一	継続	集団回収による資源物回収	登録団体数 R3：361、R4：352、R5：355 近年、コロナ禍による活動自粛により団体数及び回収量も減っている。	○	
一	継続	使用済み小型家電の回収	市役所、クリーンセンター、サービスステーションなど市内9箇所に回収ボックスを設置。その他、協定締結している宅配回収業者を案内して回収に努めている。	○	
一	継続	食品トレイなどの資源物店頭回収の紹介	協力店：コープこうべ、阪急オアシス、イズミヤ、ダイエー	○	

【適正処理計画】収集・運搬計画

施策番号	区分	施策	取り組み状況	総合評価	重点
11	継続	安定、確実な収集の実施	分別の意識向上のひとつとして、ごみステーションに出されたごみ分析を行い、資源化できるごみの混入や、粗大ごみで処理不可能なごみの見える化し、啓発を実施する。	○	
12	継続	福祉収集(きずな収集)の充実	登録世帯数 実績世帯数 R3 942 776 R4 951 808 R5 948 822	○	
13	継続	分別排出の徹底	平成31（2019）年に家庭ごみの減量と出し方・分け方ハンドブックを全戸に配布し、ごみの減量や資源化の取り組みを推進している。市のホームページにて収集方法を掲載し、適正な処理を行っている。間違ってお出されたごみにシールを貼り、正しく出すよう誘導する。	○	
14	継続	適正処理の推進	既存施設の処理の効率化などにより、資源化を推進している。ごみの焼却に伴う余熱は、クリーンセンター内の電力として使用し、余った電力は売却している。	○	
15	継続 (重点)	新ごみ処理施設の整備促進	新ごみ処理施設工事スケジュールに則って整備を進めている。仮設リサイクル施設が令和6（2024）年4月から稼働した。	○	☆

注1）総合評価 ○：実施済み △：一部実施 ×：未実施

注2）重点★：本市の環境基本計画において、循環型社会における重点取り組み項目とした施策

注3）重点☆：本市の重点取り組みとしても掲げており、今後、基本計画においても重点としたい施策

1-9 今後の課題

(1) ごみの減量について

課題1 2Rの推進 → 基本施策1へ

本市では、前計画の基本的な方向性として「3Rの推進」を掲げて取り組みを推進してきました。その結果、廃棄物の減量や再生利用は着実に進んでいますが、より一層の減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向けて、まずは廃棄物の発生を抑制する2R（リデュース²⁸・リユース²⁹）を推進することが重要です。

課題2 家庭系ごみの減量促進

① 効果的な啓発の推進 → 基本施策5へ

家庭系の燃やすごみの量は前計画における中間目標数値は達成している一方で、市内地域と行政との調整役を担うごみゼロ推進員の担い手が不足していることや、市民向け啓発講座がコロナ禍により自粛したこと、新施設建設に伴う市民向け見学が中止となったことから、環境学習も含め、市民全体の意識を向上させる取り組みの充実が必要です。

② 分別排出の徹底 → 基本施策2へ

今回の家庭系ごみの組成調査結果から、燃やすごみの中には、資源化の対象物である紙やプラスチック類などが多く含まれていることから、改めて各地域において分別の啓発を行い、分別を徹底する必要があります。

③ 食品ロスの削減 → 基本施策2へ

令和元（2019）年には、「食品ロス削減推進法」が施行され食品ロスが地球規模で取り組むべき課題であることが明示されました。

今回の家庭系ごみの組成調査結果から、燃やすごみの中には未利用食品や食べ残し等が約10%含まれていました。この点を踏まえ、食品ロスに関する啓発等、効果的な施策を講じることにより、食品ロスの削減を推進する必要があります。

課題3 事業系ごみの減量促進

① 減量化の推進と事業者への指導強化 → 基本施策2へ

事業系の燃やすごみ量は令和2（2020）年度にコロナ禍により大きく減少しましたが、ふたたび増加傾向となり、中間目標値は達成できていません。ごみの減量化に向け引き続き取り組んでいく必要があります。

② 分別排出の徹底 → 基本施策2へ

クリーンセンターへのごみ搬入時における抜き打ち展開検査において、資源である紙類が多く含まれており、分別の徹底をさらに進めていく必要があります。

²⁸ 切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生を抑制したり、過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。

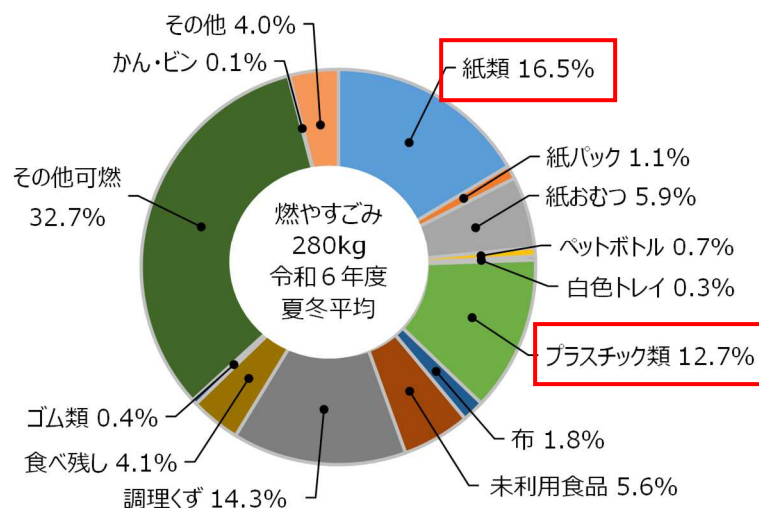
²⁹ 循環資源を製品としてそのまま、あるいは修理を行って使用すること。製品の一部を他の製品に使用する場合もリユースを含む。

(2) 資源化について

課題4 さらなる資源化 → 基本施策2へ

燃やすごみとして収集されたごみの中には紙類やプラスチック製容器包装などが依然として含まれていることから、市民への啓発などにより回収率を高めていく必要があります。

図 1-15 家庭系燃やすごみの組成調査結果（再掲）



課題5 再生資源集団回収の活性化 → 基本施策2へ

再生資源集団回収量は平成 30（2018）年度から減少傾向です。特に新聞紙は、デジタル化の進展に伴い、平成 29（2017）年度から半減しています。登録団体数も近年は減少傾向であり、高齢化の進展による集団回収の担い手不足が懸念されます。今後はアルミ缶、スチール缶、ペットボトルへの拡充（対象とする団体を増やす）等の活動を支援することが必要です。

図 1-16 再生資源集団回収の推移

